

# R2 宮繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事

図番	名称	図番	名称
A-01	特記-1	A-20	立面図建具伏図（参考図）
A-02	特記-2	A-21	建具表
A-03	特記-3	A-22	タイバー補強図
A-04	特記-4	E-01	電気工事特記仕様書・照明器具姿図
A-05	全体配置図・付近見取図	E-02	電灯設備 1・2階 平面図
A-06	内部仕上表	E-03	電灯設備 2階 改修前・改修後平面図
A-07	現況 1・2階 平面図 会所・LPG置場詳細図	P-01	管工事仕様書
A-08	矩計図	P-02	管工事 改修後/前 1階平面図・機器表・展開図
A-09	既存鉄骨小屋伏図		
A-10	吹抜・2階 天井伏図・物干金物 詳細図		
A-11	1階 天井伏図		
A-12	玄関ホール・玄関・管理室 展開図		
A-13	シャワールームA・B 更衣室A・B 展開図		
A-14	物干展開図 A・B・C・D面 展開図		
A-15	剣道場 C・D面 展開図		
A-16	剣道場 A・B面 展開図		
A-17	柔道場 A・B面 展開図		
A-18	柔道場 C・D面 展開図		
A-19	現況 1・2階 建具配置図		

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
1. 工事名称	R 2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事						(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 処分許可業者の会社名、所在地 処分地の所在地 運搬距離 処理単価（税抜き）	
2. 工事場所	名西郡神山町神領							
3. 敷地面積								
4. 工事種目	工事内容：内部改修工事・電気工事・管工事							
5. 工事区分	構造規模：床面積 1階 418.32 2階 78.12 m <sup>2</sup> 合計496.44 m <sup>2</sup> 構造：鉄骨構造 2階建							
6. 工期	建築工事 設備工事：電気工事、管設備工事							
II. 建築工事仕様書								
章	項目	特記事項						
1章	1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁管轄部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書 (2) から (5) に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事においては、8時から17時までの間で行うこと。 ・前面道路は通学路であるため、工事車両の通行に際して、十分注意すること。 ・施工に先立ち、実施工程表、工事の総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>○安全対策関係 ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。交通誘導員の配置は8時から17時までの間とする なお、別添の図示により難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>・材料、資材の搬出通路は別添図面によるものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総機第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明書、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを施工計画書の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に6日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(・義務付けられている ◎ 義務付けられていない)。 ・警備員は、延6人(昼6人、夜0人；うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p>						
	2. 工事関係図書	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するように努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者と</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p>						
	3. 安全衛生管理	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するように努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者と</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p>						
	4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎ 工事に影響のある範囲の重要備品 (・有◎無)</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>						
		徳島県県土整備部営繕課		● 工事名 R 2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事	● 図面番号 A-01	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号		管理 建築士
				● 図面名 特記-1	● 縮尺 NON	徳島市 文六町山端 18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																												
5.	施工調査	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。 切り直し時期については、 項とする。	7.	化学物質を発生する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	10.	工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受け次の工程に進むこと																																																																																												
		◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。  ◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。			◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時又は営繕課へ問い合わせ、工事に道漏のないようにすること。  ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。			◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。																																																																																												
6.	材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。  ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。  ◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。  ◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。  ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。  ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定制法による。  ◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。  県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。	8.	施工	◎他工事と取り合い区分	11.	完成図等	◎電子納品：対象																																																																																												
		◎技能士の適用			◎竣工完成撮影は、専門家に(・よる ○ よらない)ものとする。																																																																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>梁、壁、床スリープ入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上穴埋補修</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スリープ開口補強(鉄筋)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上(リンブレン等)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>床、天井点検口</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>設備機器天井開口墨出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦樋(丸まで)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>壁、便器等の箱入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上補強</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給排水ガラリ取り付け</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリープ入れ						同上穴埋補修						スリープ開口補強(鉄筋)						同上(リンブレン等)						床、天井点検口						設備機器天井開口墨出						同上切込み及び開口補強						衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め						縦樋(丸まで)						壁、便器等の箱入れ						同上補強						給排水ガラリ取り付け						空調機器類の基礎工事						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>着工前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr> <tr><td>工事中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr> <tr><td>竣工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr> </tbody> </table>			区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																															
梁、壁、床スリープ入れ																																																																																																				
同上穴埋補修																																																																																																				
スリープ開口補強(鉄筋)																																																																																																				
同上(リンブレン等)																																																																																																				
床、天井点検口																																																																																																				
設備機器天井開口墨出																																																																																																				
同上切込み及び開口補強																																																																																																				
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め																																																																																																				
縦樋(丸まで)																																																																																																				
壁、便器等の箱入れ																																																																																																				
同上補強																																																																																																				
給排水ガラリ取り付け																																																																																																				
空調機器類の基礎工事																																																																																																				
区分	サイズ																																																																																																			
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																			
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																			
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>仮設</td><td>とび</td><td>○ とび作業</td></tr> <tr><td>鉄筋</td><td>鉄筋施工</td><td>・ 鉄筋組立て作業</td></tr> <tr><td>コンクリート</td><td>コンクリート圧送施工</td><td>・ コンクリート圧送工事作業</td></tr> <tr><td>型枠</td><td>型枠施工</td><td>・ 型枠工事作業</td></tr> <tr><td>鉄骨</td><td>鉄工</td><td>・ 構造物鉄工作業</td></tr> <tr><td>防水</td><td>防水施工</td><td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリルシート工法防水工事作業 ・ 改質アクリルシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td></tr> <tr><td>タイル</td><td>タイル張り</td><td>・ タイル張り作業</td></tr> <tr><td>木</td><td>建築大工</td><td>・ 大工工事作業</td></tr> <tr><td>屋根及びとい</td><td>建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr> <tr><td>金属</td><td>かわらぶき</td><td>・ かわらぶき作業</td></tr> <tr><td>左官</td><td>建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr> <tr><td>左官</td><td>左官</td><td>・ 左官作業</td></tr> <tr><td>建具</td><td>建具製作</td><td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td></tr> <tr><td></td><td>サッシ施工</td><td>・ ビル用サッシ施工作業</td></tr> <tr><td></td><td>ガラス施工</td><td>・ ガラス工事作業</td></tr> <tr><td>塗装</td><td>塗装</td><td>○ 建築塗装作業</td></tr> <tr><td>内装</td><td>内装仕上げ施工</td><td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td></tr> <tr><td></td><td>表装</td><td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td></tr> <tr><td>配管</td><td>配管</td><td>・ 建築配管作業</td></tr> <tr><td>植栽</td><td>造園</td><td>・ 造園工事作業</td></tr> <tr><td>機械設備</td><td>冷凍空調調和機器施工</td><td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td></tr> </tbody> </table>			工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリルシート工法防水工事作業 ・ 改質アクリルシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業	左官	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	○ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業	◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。																												
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																		
仮設	とび	○ とび作業																																																																																																		
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																		
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																		
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																		
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																		
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリルシート工法防水工事作業 ・ 改質アクリルシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																		
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																		
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																		
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																		
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																																		
左官	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																		
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																		
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																		
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																		
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																		
塗装	塗装	○ 建築塗装作業																																																																																																		
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																		
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																		
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																		
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																		
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																		
徳島県県土整備部営繕課			◎工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事 ◎図面名 特記-2			◎図面番号 A-02 ◎縮尺 NON			株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL. 088-636-2712			管理建築士																																																																																								

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																													
13. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。  ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)  ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。  ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。  ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。	2 章 改修 仮設 工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP塗り)  3. 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP塗り)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボード類、合板類</td> <td></td> <td>B</td> <td>RB種</td> <td></td> <td></td> <td>塗替</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td></td> <td>B</td> <td>RB種</td> <td>A種 工程C種</td> <td></td> <td>塗替</td> </tr> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B</td> <td>RB種</td> <td></td> <td></td> <td>塗替</td> </tr> <tr> <td>合板類</td> <td></td> <td>B</td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> <td>新規</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント板面(天井)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>塗替</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	ボード類、合板類		B	RB種			塗替	鉄骨		B	RB種	A種 工程C種		塗替	木部		B	RB種			塗替	合板類		B	B種			新規	区分	種別	下地調整	備考	セメント板面(天井)	B種	RB種	塗替
			区分	種別				下地調整	さび止め塗料		備考																																										
屋外	屋内	屋外		屋内																																																	
ボード類、合板類		B	RB種			塗替																																															
鉄骨		B	RB種	A種 工程C種		塗替																																															
木部		B	RB種			塗替																																															
合板類		B	B種			新規																																															
区分	種別	下地調整	備考																																																		
セメント板面(天井)	B種	RB種	塗替																																																		
14. 室内空気中の化学物質の濃度測定	◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：○ホルムアルデヒド○トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン○エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道場、剣道場、更衣室A</td> <td>各1箇所</td> </tr> </tbody> </table> 測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パンプ型採取機器を用いる方法 パンプ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。	測定対象室	測定箇所数	柔道場、剣道場、更衣室A	各1箇所	3 章 改修 仮設 工事	2. ベンチマーク	◎設計QLの設定は格技場のFLを基準とし、その数値より設計GLを設定する。ただし、監督員の指示により決定する。	4 章 鉄骨 工事	1. 一般事項	◎製作工場は、国土交通大臣の認定による( R )グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。 ◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を(・置く ○置かなくともよい)  ◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30~35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。  ◎鋼材は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PL</td> <td>SS400 JIS G 3101</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎鋼材は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>SS400 JIS A5641</td> <td>主フレーム補強</td> </tr> </tbody> </table> ◎ターンバックル 胴の種類(○割棒式・パイプ式) ボルトの種類(○羽子板ボルト・面ねじボルト・アイボルト) ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M6~M3)×( 300 )mmとする。  ◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。  ◎板厚方向の引張試験を(・行う ○行わない)。  ◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。  ◎床書き現寸図は作成(・する ○しない)。  ◎鉄骨の製作精度は、標準仕様書7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし 書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	PL	SS400 JIS G 3101		種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	M20	SS400 JIS A5641	主フレーム補強																														
測定対象室	測定箇所数																																																				
柔道場、剣道場、更衣室A	各1箇所																																																				
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																			
PL	SS400 JIS G 3101																																																				
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																			
M20	SS400 JIS A5641	主フレーム補強																																																			
15. デジタル工事写真の小黑板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。  ◎対象工事は、徳島県CALIS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。  ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。  ◎監督員事務所は(・設ける(面積 m <sup>2</sup> 程度) ○設けない)	5 章 内装 改修 工事	2. 材料	3. 材料試験	4. 工作一般																																														
		5. 監督員事務所	◎既存電力利用(○出来る・出来ない)、電力量(○有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存水利用(○出来る・出来ない)、水料金(○有償・無償)		3. 材料試験																																																
		6. 工事用水、電力等	◎同用地は、(・図示の場所に ○ 用意していないので業者にて)設けること。 ただし、学校敷地内に設ける時は、施設管理者と協議の上決定し、結果を監督員に報告すること。  ◎同用地は、(○ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。																																																		
		7. 工事車両用駐車場	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。  ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。  ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																																																		
		8. 仮設トイレの洋式化	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。  ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。  ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																		
		資材置き場																																																			
		3 章 塗装 工事	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。  ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。  ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																	
		徳島県県土整備部営繕課																																																			
					●工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事	●図面番号 A-03	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号	管理建築士																																													
					●図面名 特記-3	●縮尺 NON	徳島市文六町山端18-5 関富進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号																																														

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																			
5.	木工事	◎工事現場搬入時の含水率は(・A・B)種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級																																									
6.	製材	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下 地 材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造 作 材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	下 地 材																	造 作 材														
	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																			
下 地 材																																											
造 作 材																																											
7.	畳敷き	◎既存畳を撤去処分し、新設(既存と同等品) ◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。 ◎畳の厚み60mm ◎名称 柔道畳 カバー型																																									
8.	せつこうボードその他 ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等 の区分</th> <th>小ねじ・釘 ・接着剤の 種類</th> <th>下地の 種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有孔ラワン合板</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>4</td> <td></td> <td>釘</td> <td>木</td> <td>一部張替(図示) 塗装下地</td> </tr> <tr> <td>耐水ラワン合板</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>4</td> <td></td> <td>釘</td> <td>木</td> <td>一部張替(図示) 塗装下地</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考	有孔ラワン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地	耐水ラワン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地																	
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考																																				
有孔ラワン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地																																				
耐水ラワン合板	壁	突付	4		釘	木	一部張替(図示) 塗装下地																																				
9.	断熱材	◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																									
6 章 左 官 改 修 工 事	1. 一般事項 2. 仕上げ塗材仕上げ	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎仕上げ塗材は、JIS A 6909(建築用仕上げ塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>呼び名</th> <th>上塗材</th> <th>仕上げ の形状</th> <th>耐候性</th> <th>工 法</th> <th>防火 認定</th> <th>下地 仕上</th> <th>下地 調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複層塗材E</td> <td>吹付タイル水性トップコート</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>吹付</td> <td>機材同等</td> <td></td> <td>B種</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆)とする。 ◎所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4, 単位面積当たりの使用量)による。</p>	種 類	呼び名	上塗材	仕上げ の形状	耐候性	工 法	防火 認定	下地 仕上	下地 調整	複層塗材E	吹付タイル水性トップコート				吹付	機材同等		B種																							
種 類	呼び名	上塗材	仕上げ の形状	耐候性	工 法	防火 認定	下地 仕上	下地 調整																																			
複層塗材E	吹付タイル水性トップコート				吹付	機材同等		B種																																			
7 章 建 具 改 修 工 事	1. 一般事項 2. 改修工法等	◎ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。 ◎ 建具表による。																																									

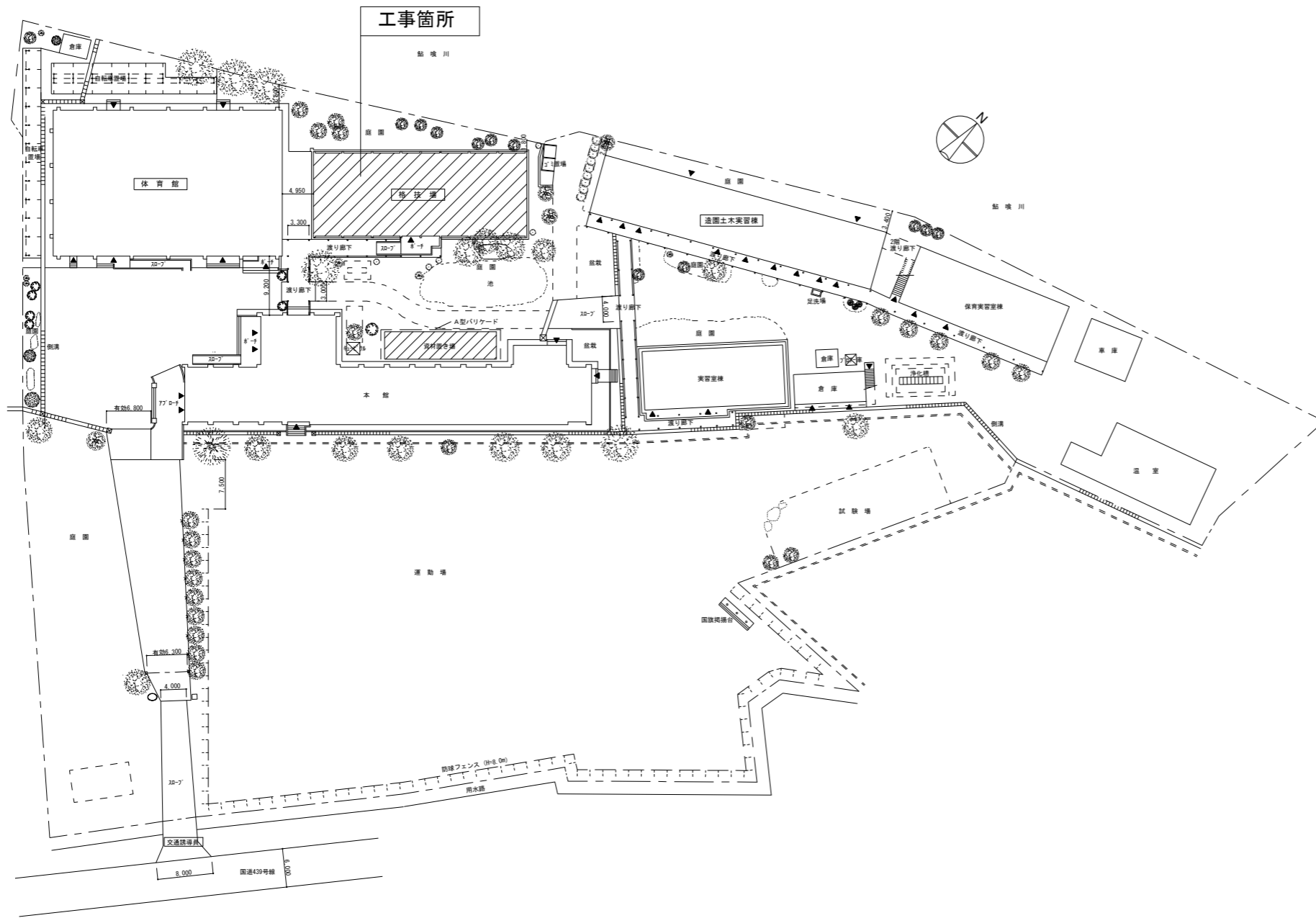
徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
特記-4

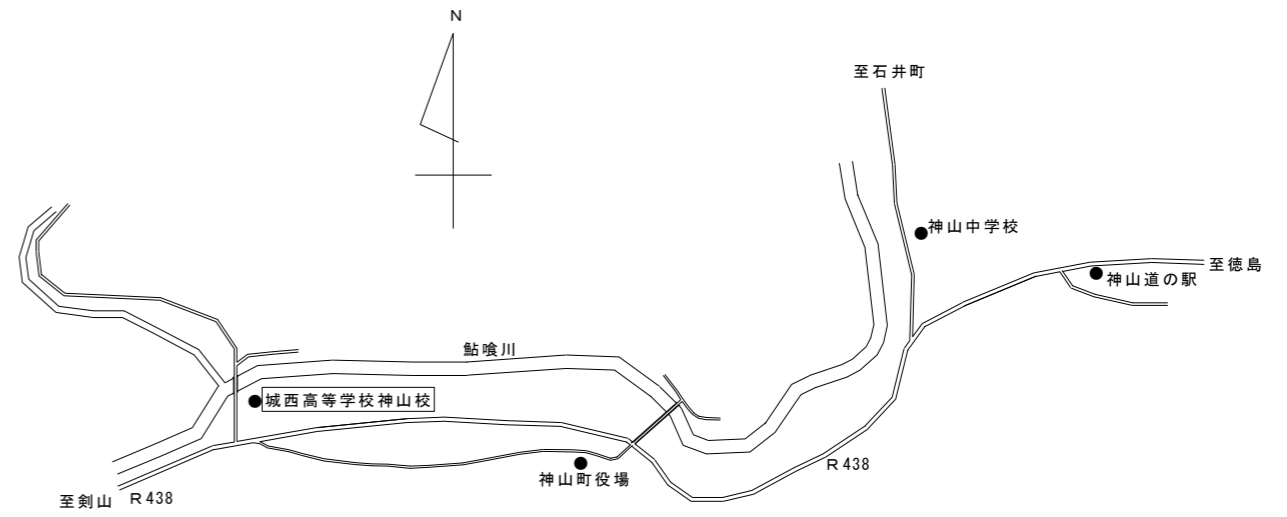
●図面番号  
A-04  
●縮尺  
NON

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
TEL. 088-636-2712 第86221号

管理建築士



全体配置図 1:600



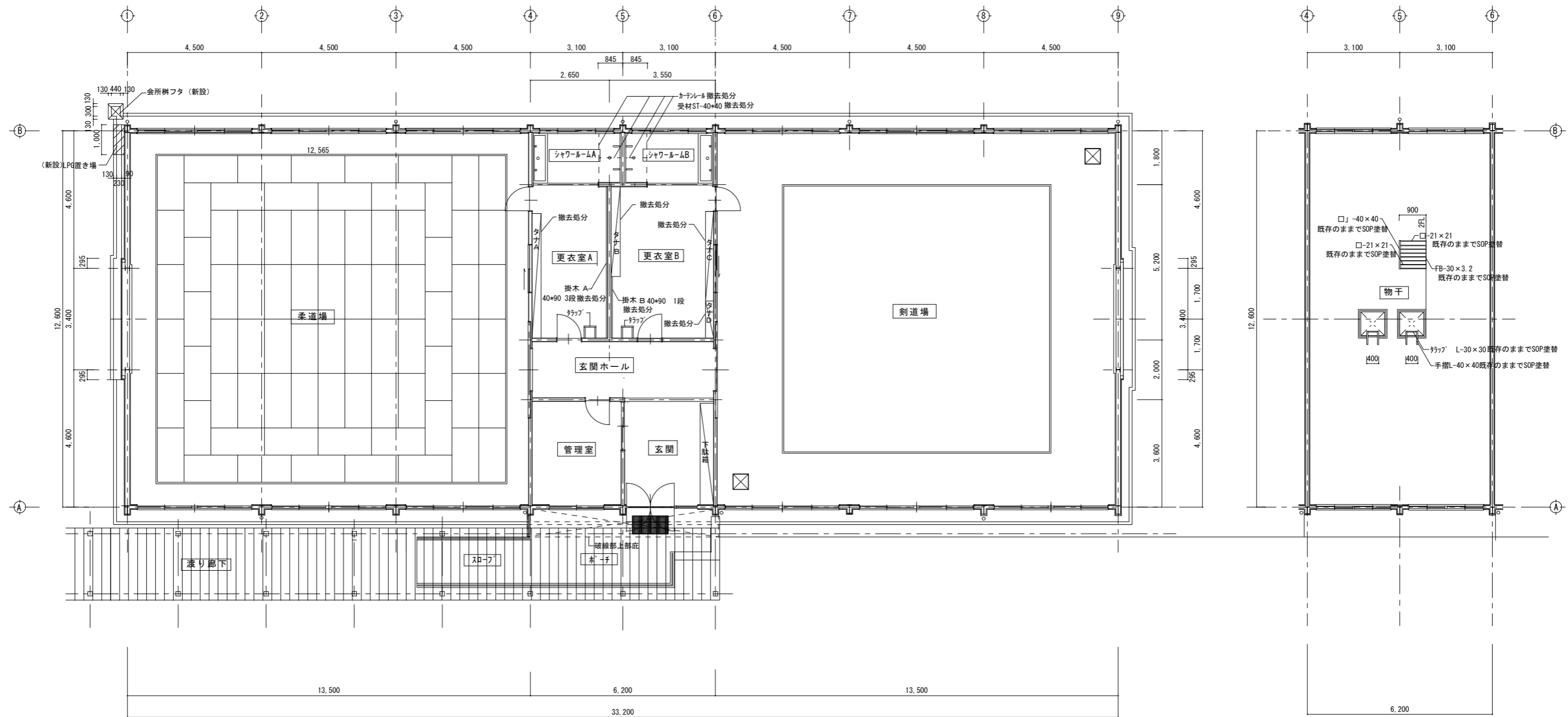
附近見取図 S=NON

徳島県土整備部営繕課		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事</li> <li>● 図面名 全体配置図・附近見取図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図面番号 A-05</li> <li>● 縮尺 S=1/600・NON</li> </ul>	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712	管理 建築士
------------	--	--	---	---	--------

外部仕上表				外部仕上表			
箇所名	工事対象	区分		箇所名	工事対象	区分	
屋根	改修前		長尺カラー鉄板瓦葺葺 (真木無A号)	LPG置場	○	改修前	無し
	改修後		長尺カラー鉄板 (ガルバ鋼板t=0.5カバー工法葺新設、ｸﾞﾗｽｸﾞ-ﾙｰﾏ=50 10kg/m3新設) アスファルトルーフィング2.0kg敷 既存のまま		改修後		コンクリート打 平面図に図示
外壁	改修前		長尺カラー鉄板角波葺	会所蓋	○	改修前	無し
	改修後		長尺カラー鉄板角波葺 既存のままSOP塗替		改修後		鋼銅板葺 平面図に図示
軒樋	改修前		塩ビ箱樋前高W=180 OP塗				
	改修後		ガルバ鋼板t=0.5加工新設				
縦樋	改修前		塩ビ縦樋				
	改修後		既存のまま取り外し、再取付 落ち口は新設				
外部柱カバー	改修前		長尺カラー鉄板角波葺				
	改修後		長尺カラー鉄板角波葺 既存のままSOP塗替 ただし、サッシ回り・目地その他図示の示すところはP打ち換え				
玄関ポーチ	改修前		モルタル塗				
	改修後		既存のまま				
サッシ (窓、ドア)	○	改修前	スチールサッシ 既存のまま				
	改修後		スチールサッシSOP塗替 玄関両開きドアのFH交換、管理室外部窓アルミサッシ 既存のまま				
床下通気口	改修前		鋳物製 OP塗				
	改修後		既存のまま SOP塗				
外部巾木	改修前		モルタル刷毛引				
	改修後		既存のまま				
軒裏	改修前		ケイカル板t=5張 EP塗				下地
	改修後		ケイカル板t=5撤去処分下地LSG共 ケイカル板t=6張替下地LSG共 SOP塗				
軒先 幕板	改修前		ケイカル板t=5張 EP塗				
	改修後		ケイカル板t=5撤去処分下地LSG共 ケイカル板t=12張替下地LSG共 SOP塗				

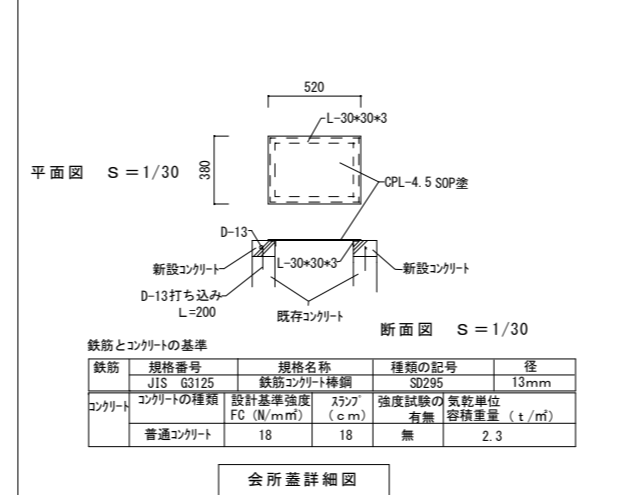
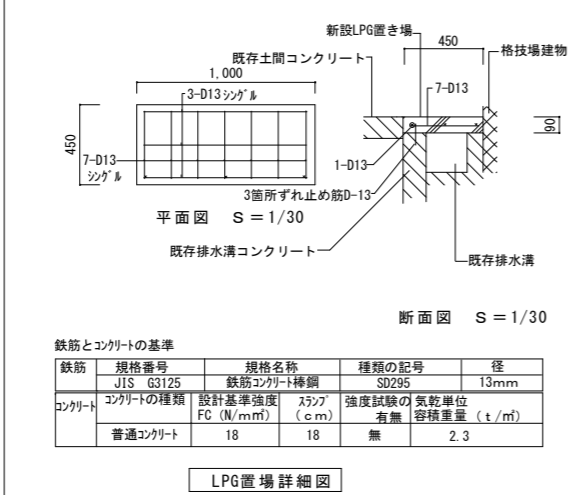
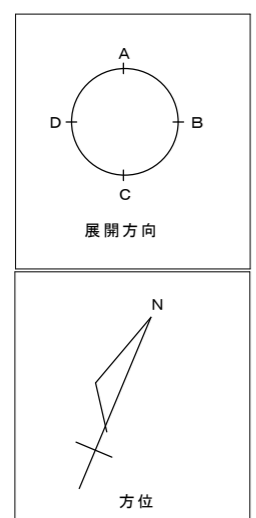
内部仕上表 ※改修後欄に記載がなき場合は、既存のままを示す

階	室名	工事対象	区分	床		FLH	巾木	H	腰壁		壁		天井		C/H	廻縁	備考
				仕上	下地				材種	厚	材種	厚	材種	厚			
1階	シャワールーム A	○	改修前	仕上	100角タタミ貼 CB・モルタル下地	500	人造石研出	100	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	有孔ベニアt=4 SOP塗 木地組下地	3.100	木製杉30*35 SOP塗	カーテンレール、カーテン、受ST-40*40			
		改修後	仕上	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	100	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	100	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	有孔ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	3.100	SOP塗替	カーテンレール、カーテン、受ST-40*40 撤去処分					
	シャワールーム B	○	改修前	仕上	100角タタミ貼 CB・モルタル下地	500	人造石研出	100	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	有孔ベニアt=4 SOP塗 木地組下地	3.100	木製杉30*35 SOP塗	カーテンレール、カーテン、受ST-40*40			
		改修後	仕上	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	100	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	100	108角タタミ貼 CB・モルタル下地	有孔ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	3.100	SOP塗替	カーテンレール、カーテン、受ST-40*40 撤去処分					
	更衣室 A	○	改修前	仕上	檜縁甲板 t=15張 木製床組	600	77*OP塗	120	ベニアt=4 SOP塗	ベニアt=4	有孔ベニアt=4 SOP塗 木地組下地	3.000	木製杉30*35 SOP塗	欄A-掛木A			
		改修後	仕上	檜縁甲板 t=15張 木製床組	600	SOP塗替	ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	有孔ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	3.000	SOP塗替	欄A-掛木A-撤去処分					
	更衣室 B	○	改修前	仕上	檜縁甲板 t=15張 木製床組	600	77*OP塗	120	ベニアt=4 SOP塗	ベニアt=4 SOP塗	有孔ベニアt=4 SOP塗 木地組下地	3.000	木製杉30*35 SOP塗	欄B-掛木B			
		改修後	仕上	檜縁甲板 t=15張 木製床組	600	SOP塗替	ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	有孔ベニアt=4 既存のまま SOP塗替	3.000	SOP塗替	欄B-掛木B-撤去処分					
	柔道場	○	改修前	仕上	タタミ敷き 77*合板三重張 t=15・18mm W下地	600	杉SOP塗	120	杉t=9張 本裏加工 SOP塗 木造下地	有孔77*合板T-1 t=4 SOP塗 木造下地	木毛板現し t=18 EP塗 同上		木製杉30*35 SOP塗				
		改修後	仕上	タタミ敷き 77*合板三重張 t=15・18mm W下地	600	SOP塗替	杉t=9張 本裏加工 既存のまま (一部釘補修) SOP塗替	有孔77*合板T-1 t=4 既存のまま SOP塗替 ※一部張替のうえ SOP塗	木毛板現し t=18 既存のまま EP塗替		SOP塗替						
	剣道場	○	改修前	仕上	77*複合77*タタミ t=18 杉t=9張3回、2-UF塗3回 77*合板三重張 t=15	600	杉SOP塗	120	杉t=9張 本裏加工 SOP塗 木造下地	有孔77*合板T-1 t=4 SOP塗 木造下地	木毛板現し t=18 EP塗 同上		木製杉30*35 SOP塗				
		改修後	仕上	77*複合77*タタミ t=18 杉t=9張3回、2-UF塗3回 77*合板三重張 t=15	600	SOP塗替	杉t=9張 本裏加工 既存のまま SOP塗替	有孔77*合板T-1 t=4 既存のまま SOP塗替 ※一部張替のうえ SOP塗	木毛板現し t=18 既存のまま EP塗替		SOP塗替						
	管理室	○	改修前	仕上	フナフローリング t=15張 木製	600	杉SOP塗	120	耐水ラワン合板T-1 t=9 SOP塗 木製	耐水ラワン合板T-1 t=9 SOP塗 木製	不燃化粧石膏ボード t=9.5張 木製	3.000	木製杉 SOP塗				
		改修後	仕上	フナフローリング t=15張 木製	600	SOP塗替	耐水ラワン合板T-1 t=9 既存のまま	耐水ラワン合板T-1 t=9 既存のまま	不燃化粧石膏ボード t=9.5張 既存のまま	3.000	SOP塗替						
	玄関	○	改修前	仕上	ビニールシート貼 コンクリート下地	400	人研	20~140	PBt=12.5張 (一部77*ベニアt=4張) ZC吹付	PBt=12.5張 (一部77*ベニアt=4張) ZC吹付	不燃化粧石膏ボード t=9.5張 木製	3.200	木製杉30*35 SOP塗				
		改修後	仕上	ビニールシート貼 コンクリート下地	400	人研	20~140	PBt=12.5張 (一部77*ベニアt=4張) 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替	PBt=12.5張 (一部77*ベニアt=4張) 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替 ※一部ラワン合板T-1 t=4 張替のうえ 複層塗材E水性トッコート仕上	不燃化粧石膏ボード t=9.5張 木製	3.200	SOP塗替					
	玄関ホール	○	改修前	仕上	77*複合77*タタミ t=15 木製	600	杉SOP塗	120	耐水ラワン合板T-1 t=4張 ZC吹付	耐水ラワン合板T-1 t=4 ZC吹付	不燃化粧石膏ボード t=9.5張 木製	3.000	木製杉30*35 SOP塗	下足入			
		改修後	仕上	77*複合77*タタミ t=15 木製	600	SOP塗替	耐水ラワン合板T-1 t=4張 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替	耐水ラワン合板T-1 t=4張 既存のまま 複層塗材E水性トッコート仕上吹替	不燃化粧石膏ボード t=9.5張 既存のまま	3.000	SOP塗替						
スロープ	○	改修前	仕上	モルタル塗						EP塗							
	改修後	仕上	モルタル塗							ケイカル板 t=5 EP塗替							
ポーチ	○	改修前	仕上	モルタル塗						EP塗							
	改修後	仕上	モルタル塗							ケイカル板 t=5 EP塗替							
渡り廊下	○	改修前	仕上	モルタル塗						EP塗							
	改修後	仕上	モルタル塗							ケイカル板 t=5 EP塗替							
2階	物干場	○	改修前	仕上	77*合板t=4 OP塗 木造下地	110	77*OP塗	77*合板t=4 OP塗 木造下地	77*合板t=4 OP塗 木造下地	木毛板現し t=18 EP塗 同上		3.000	木製杉30*35 SOP塗	77*及び手摺SOP塗			
		改修後	仕上	77*合板t=4 既存のまま SOP塗替	110	SOP塗替	77*合板t=4 既存のまま SOP塗替	77*合板t=4 既存のまま SOP塗替	木毛板現し 既存のまま t=18 EP塗替	3.000	SOP塗り替え	77*及び手摺 既存のまま SOP塗替					



1階 平面図 S=1/100

2階 平面図 S=1/100



階	室名	面積計算表 (単位 m <sup>2</sup> )	階	室名	面積計算表 (単位 m <sup>2</sup> )
1	玄関	3.6 × 3.1 = 11.16	2	物干	12.6 × 6.2 = 78.12
	玄関ホール	2.0 × 6.2 = 12.4		階	
	管理室	3.6 × 3.1 = 11.16	更衣室A		5.2 × 2.65 = 13.78
	更衣室A	5.2 × 2.65 = 13.78	更衣室B		5.2 × 3.55 = 18.46
	更衣室B	5.2 × 3.55 = 18.46	シャワールームA		1.8 × 3.1 = 5.58
	シャワールームA	1.8 × 3.1 = 5.58	シャワールームB		1.8 × 3.1 = 5.58
	シャワールームB	1.8 × 3.1 = 5.58	剣道場	12.6 × 13.5 = 170.1	
剣道場	12.6 × 13.5 = 170.1	柔道場	12.6 × 13.5 = 170.1		
柔道場	12.6 × 13.5 = 170.1				
小計	418.32 m <sup>2</sup>	小計	78.12 m <sup>2</sup>		
合計	1階 418.32 m <sup>2</sup>	合計	2階 78.12 m <sup>2</sup>	合計	496.44 m <sup>2</sup>

徳島県県土整備部営繕課

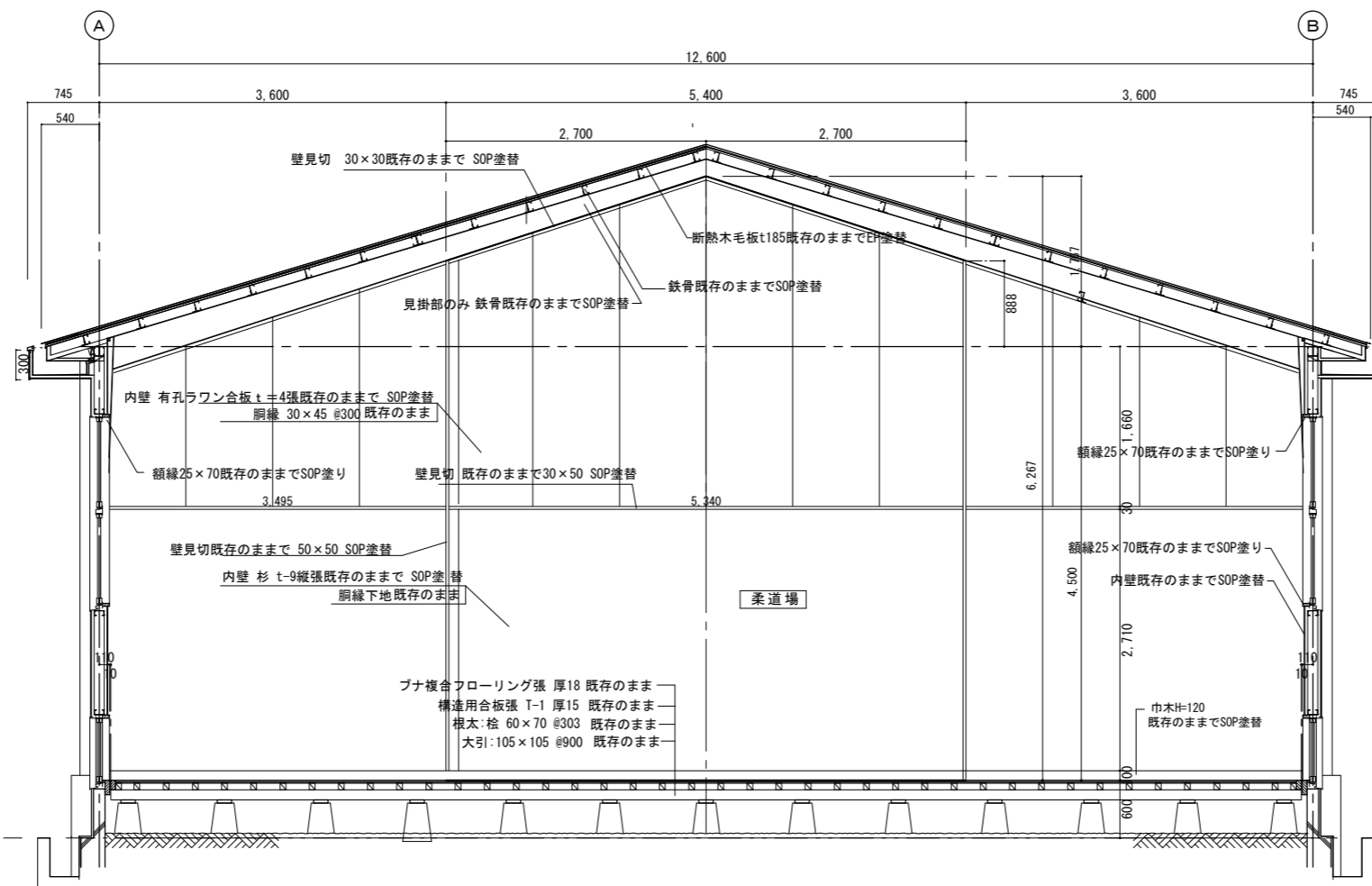
● 工事名  
R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
● 図面名  
現況 1・2階 平面図 会所、LPG置場詳細図

● 図面番号  
A-07  
● 縮尺  
S=1/30・100

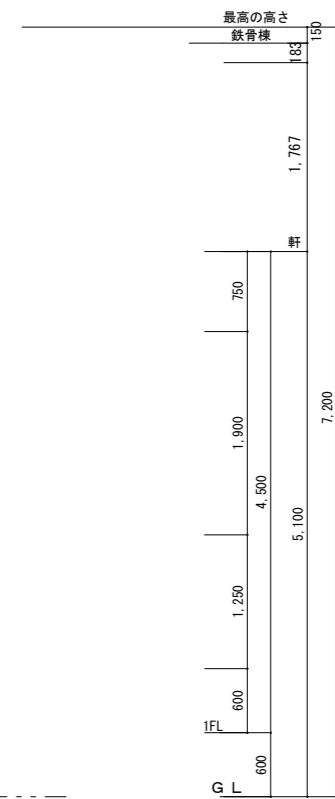
株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



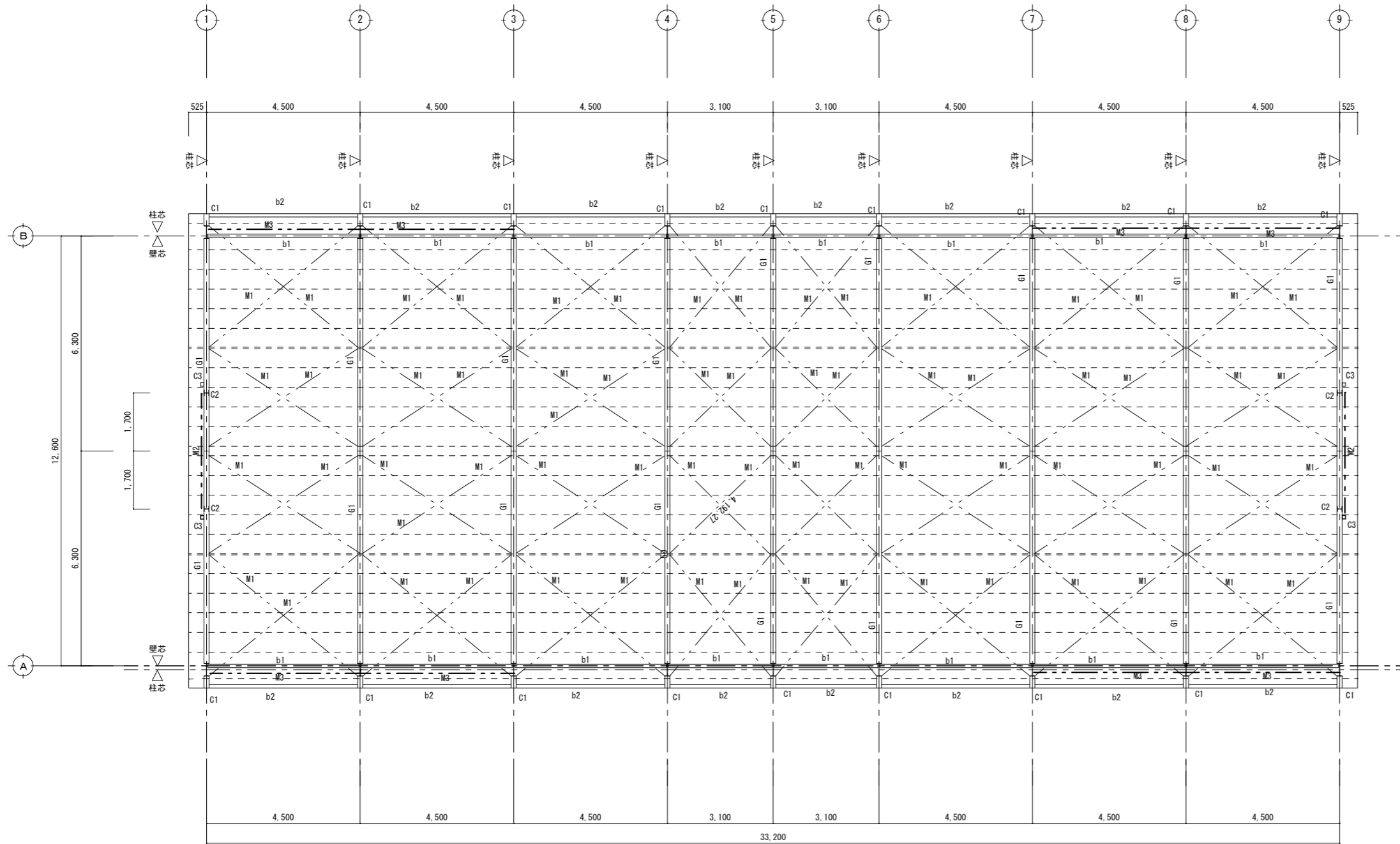


矩形図 S=1/50



※内壁の補修は展開図参照

<p>徳島県土木整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事</p> <p>●図面名 矩計図</p>	<p>●図面番号 A-8</p> <p>●縮尺 S=1/5・50</p>	<p>株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 管理建築士 TEL 088-636-2712</p>
--------------------	--	--	--



鉄骨小屋伏図 S = 1/100

※鉄部の内部見え掛かり部分はSOP塗替

(塗装範囲) ※鉄部の内部見え掛かり部はSOP塗替

鉄骨部材リスト	
既存部材	
G1	BH-350~175×150×4.5×6 既存のままでSOP塗替 (範囲は展開図による)
C1	BH-350~175×150×4.5×6 既存のままでSOP塗替
C2	H-100×100×5×7 (既存のまま)
C3	□-150×150×6 (既存のまま)
b1	2C-100×50×20×2.3 既存のままでSOP塗替
b2	CT-100×100×5.5×8 既存のままでSOP塗替
M1	屋根母屋 水平ブレース 19φ ターンバックル締 既存のままでSOP塗替
M2	垂直ブレース 24φ 既存のままでSOP塗替 (別途工事)
M3	垂直ブレース 16φ 既存のままでSOP塗替 (別途工事)

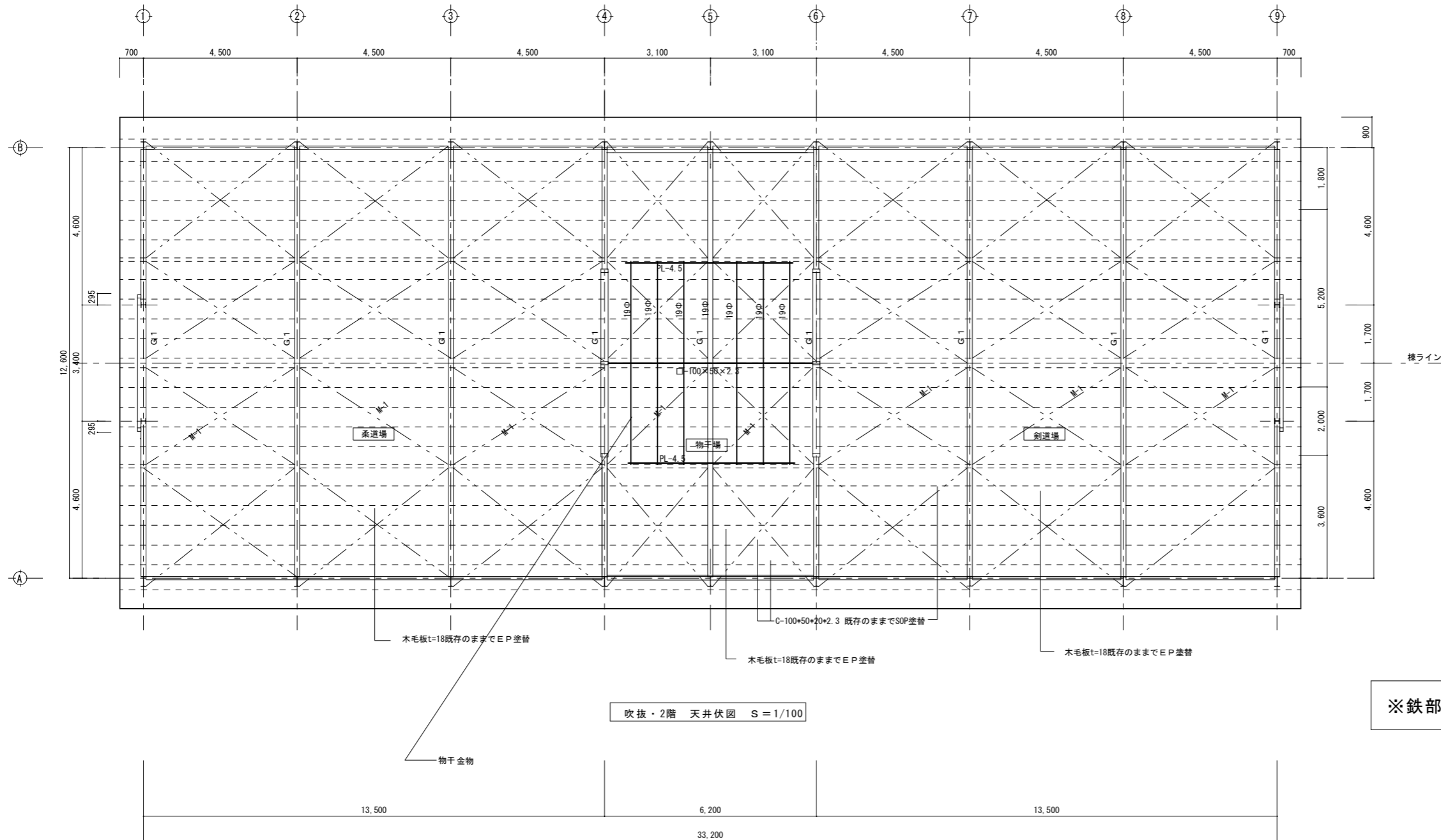
徳島県県土整備部営繕課

● 工事名  
R2 宮緒 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
● 図面名  
既存鉄骨小屋伏図

● 図面番号  
A-09  
● 縮尺  
S = 1/100

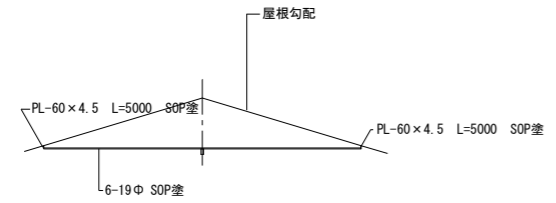
株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



吹抜・2階 天井伏図 S=1/100

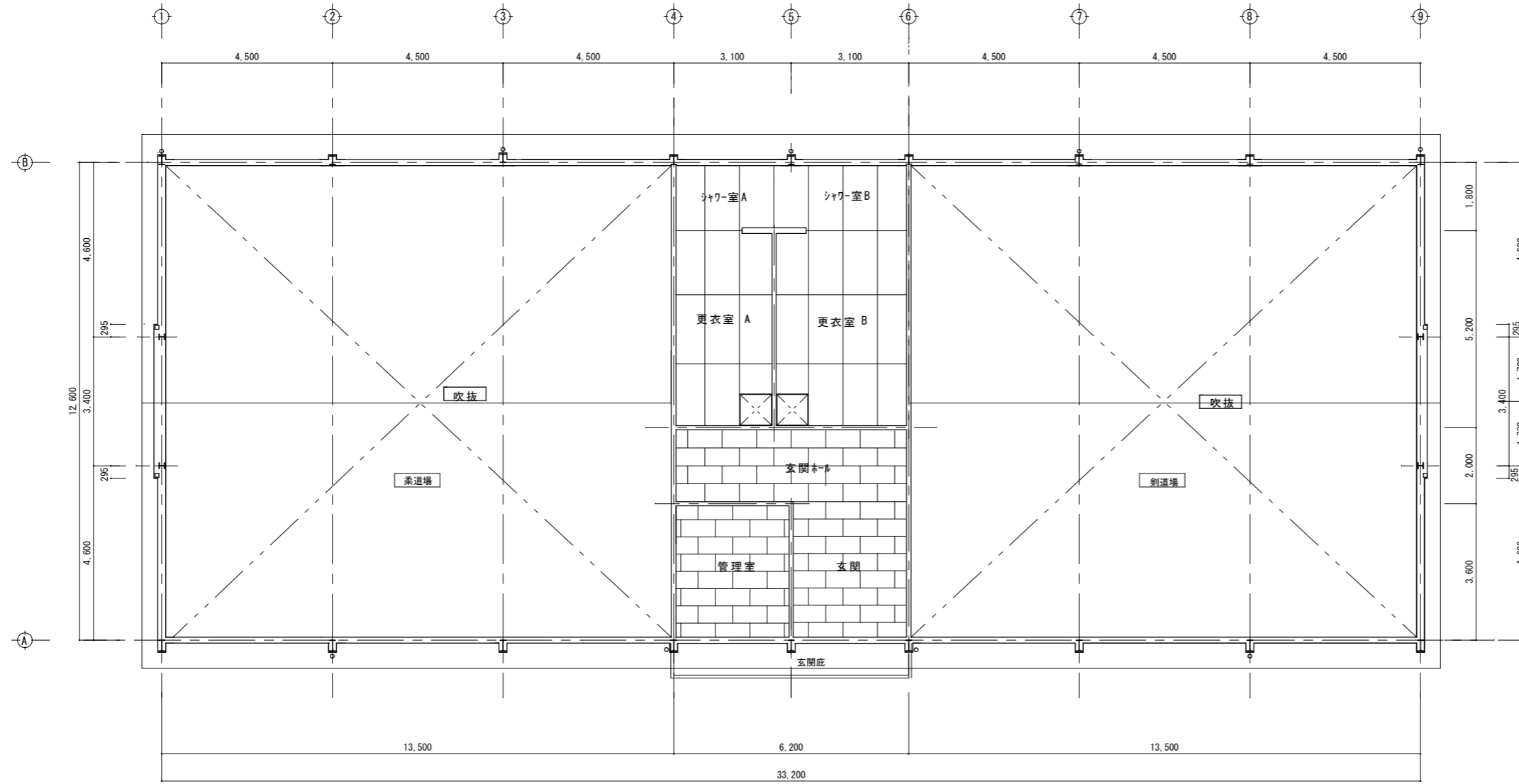
※鉄部の内部見え掛かり部はSOP塗替



物干金物 詳細図 S=1/100

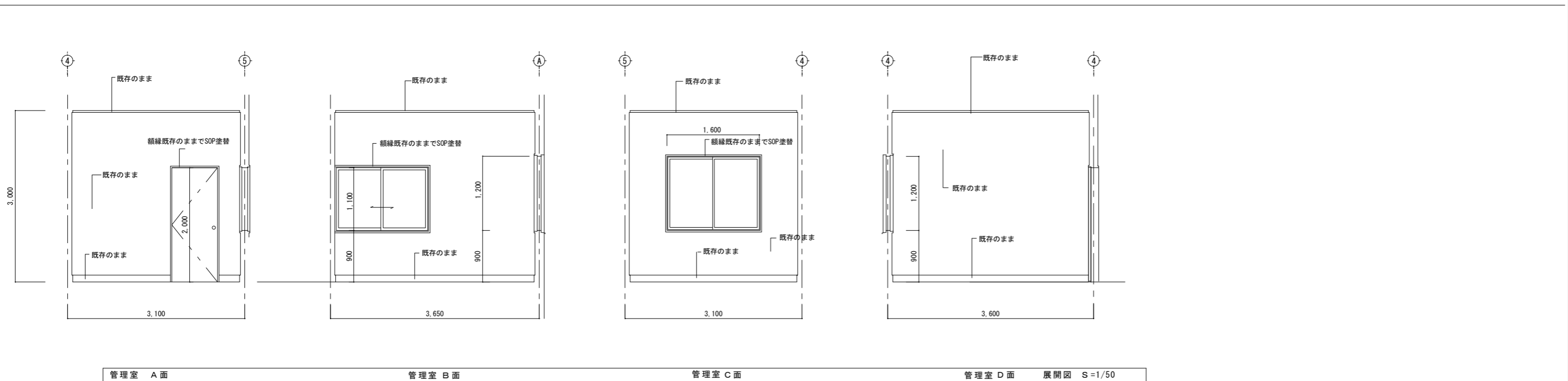
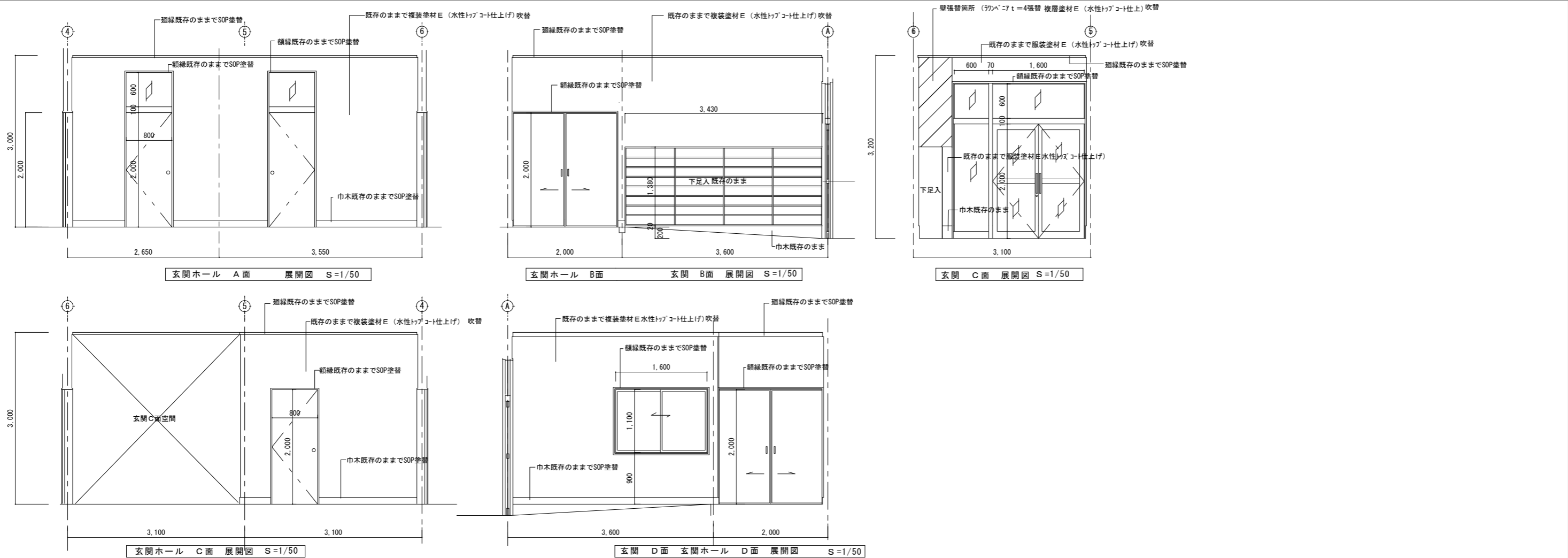
(塗装範囲)

天井仕上	
改修前	木毛板現 t=18 EP塗 下地母屋 C-100×50×20×2.3 EP塗
改修後	木毛板 t=18 現存のまま EP塗替 下地母屋 C-100×50×20×2.3 現存のまま SOP塗



1階 天井伏図 S=1/100

天井仕上		
シャワー室A	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
シャワー室B	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
更衣室A	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
更衣室B	改修前	有孔ベニアt=4 SOP塗
	改修後	既存のままでSOP塗替
柔道場	改修前	木毛板現 t=18 EP塗 下地母屋C-100×50×20+2.3 OP塗
	改修後	木毛板t=18現既存のままで EP塗替 下地母屋C-100×50×20+2.3 既存のままで SOP塗替
剣道場	改修前	木毛板現 t=18 EP塗 下地母屋C-100×50×20+2.3 OP塗
	改修後	木毛板t=18現既存のままで EP塗替 下地母屋C-100×50×20+2.3 既存のままで SOP塗替

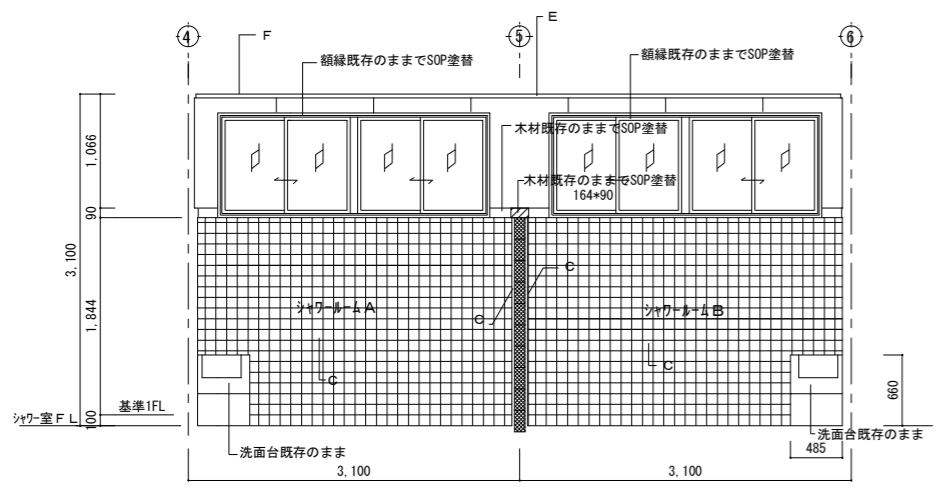


徳島県県土整備部営繕課

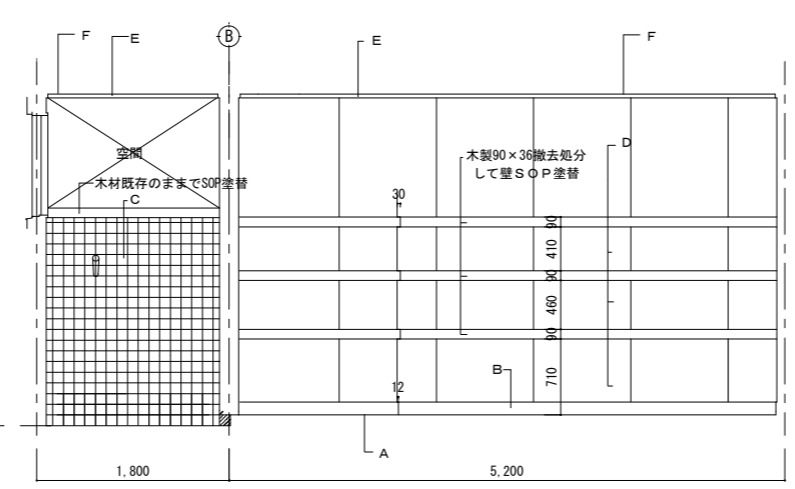
●工事名  
 R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
 ●図面名  
 玄関ホール・玄関・管理室 展開図

●図面番号  
 A-12  
 ●縮尺  
 S=1/50

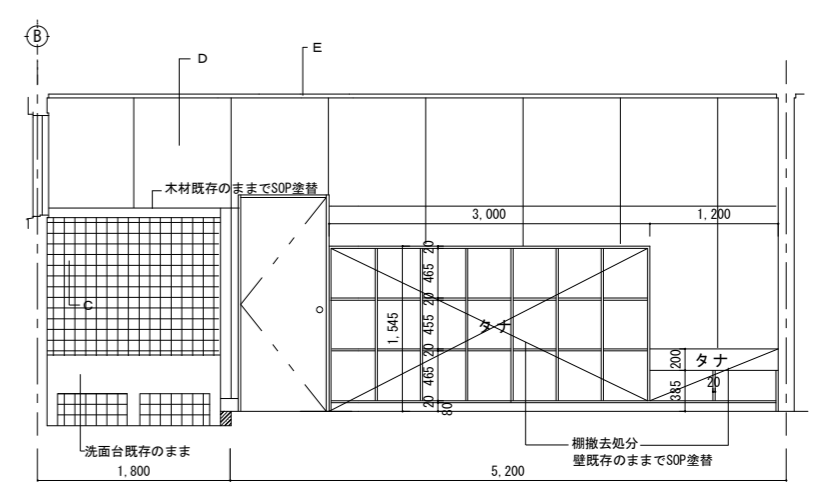
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士  
 徳島市丈六町山端18-5  
 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
 TEL 088-636-2712



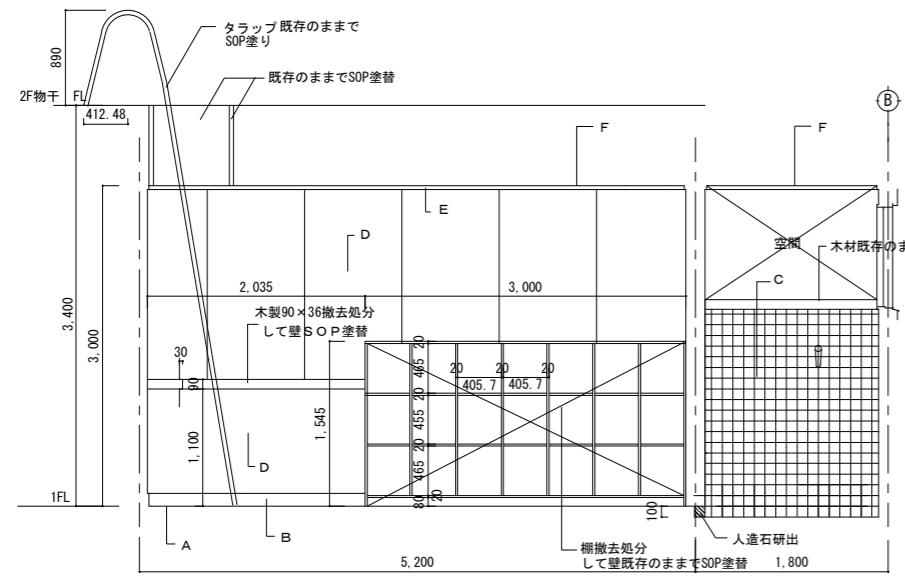
シャワールームA・B (A面) S=1/50



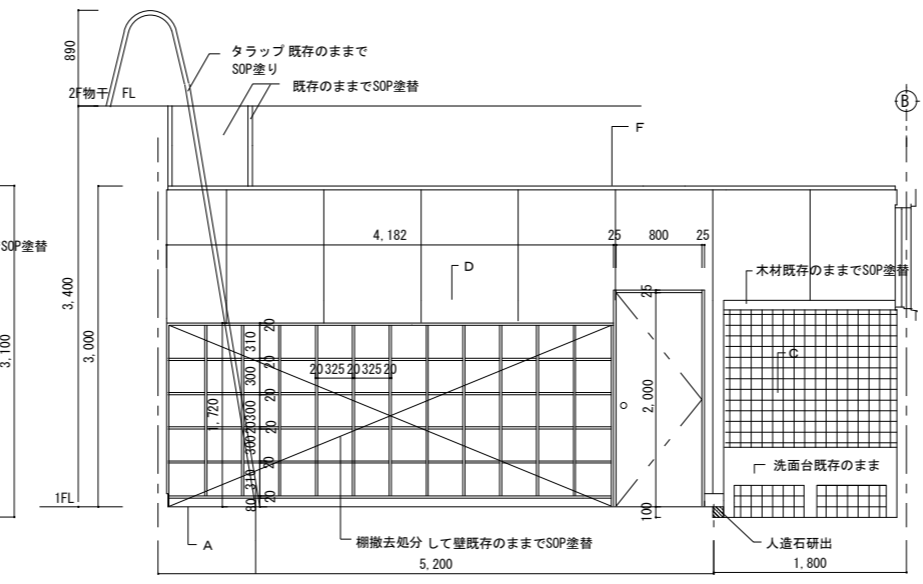
シャワールームA (B面) 更衣室 B面 S=1/50



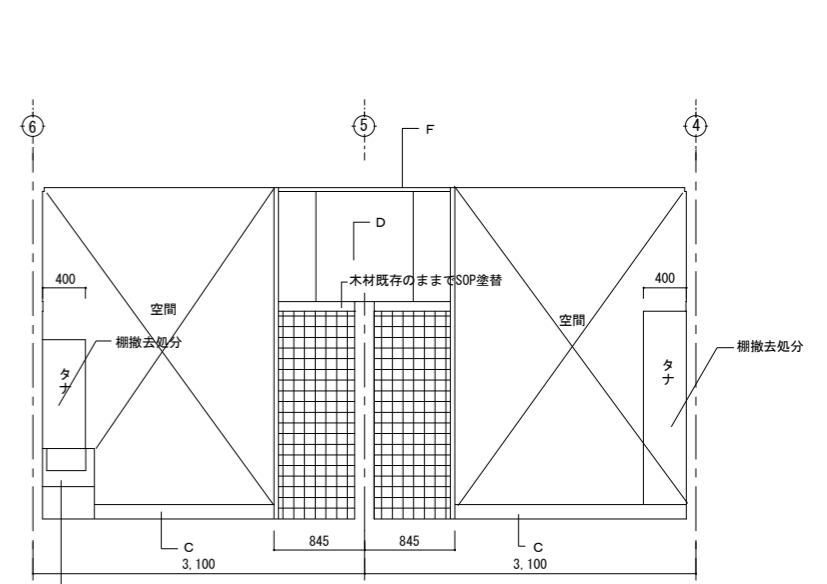
シャワールームB (B面) 更衣室 B面 S=1/50



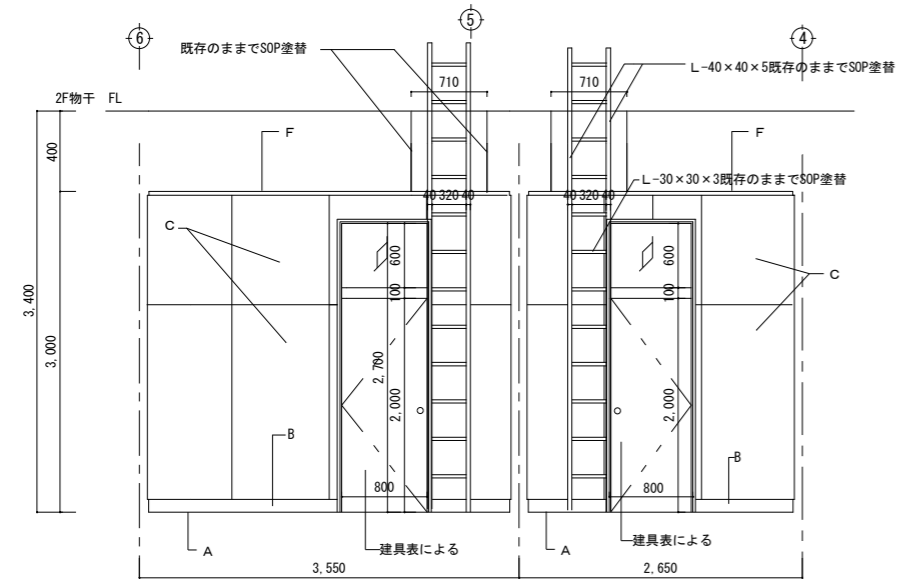
更衣室B (D面) シャワールームB (D面) S=1/50



更衣室A (D面) シャワールームA (D面) S=1/50



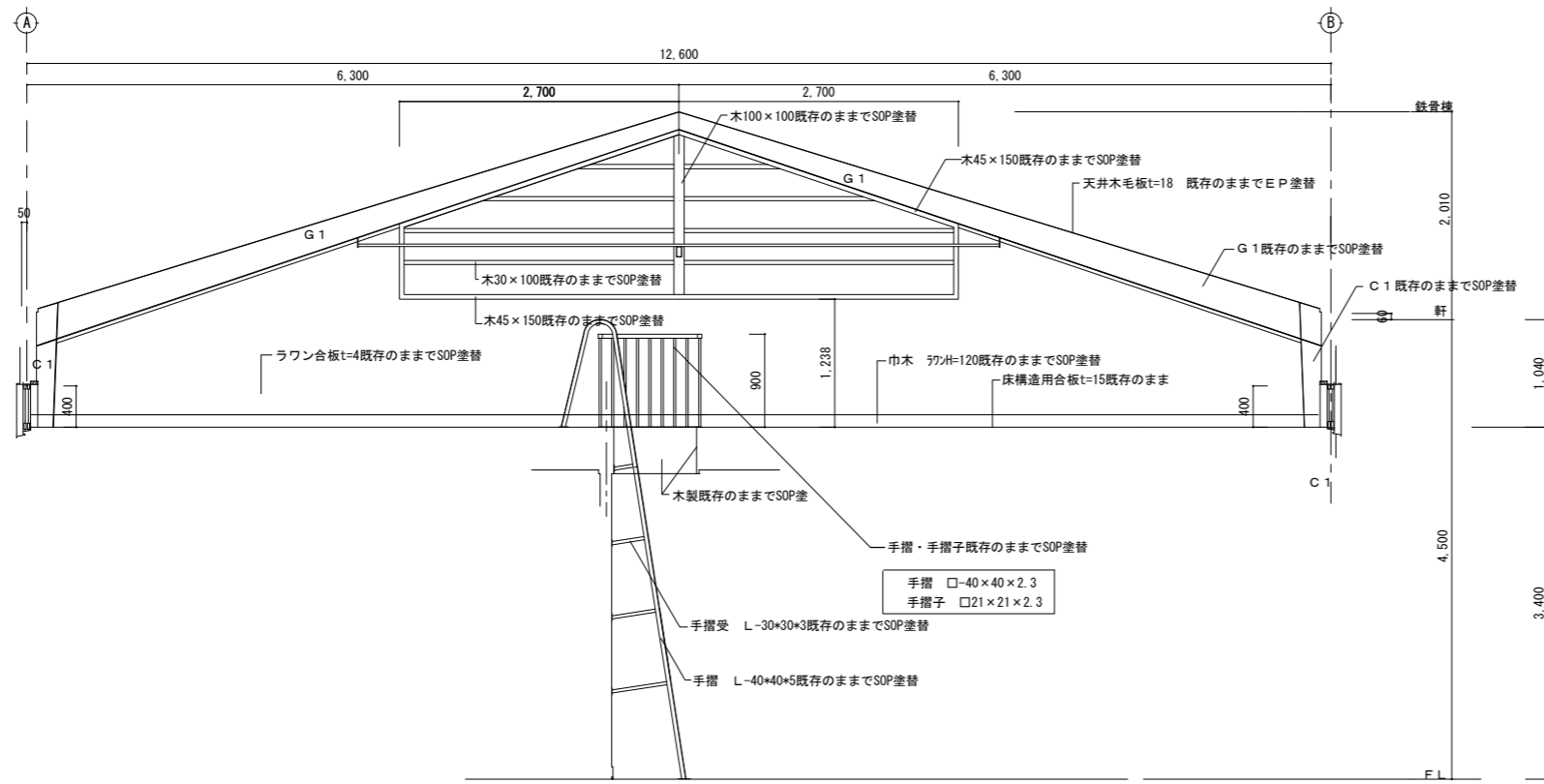
シャワールームA・B (C面) S=1/50



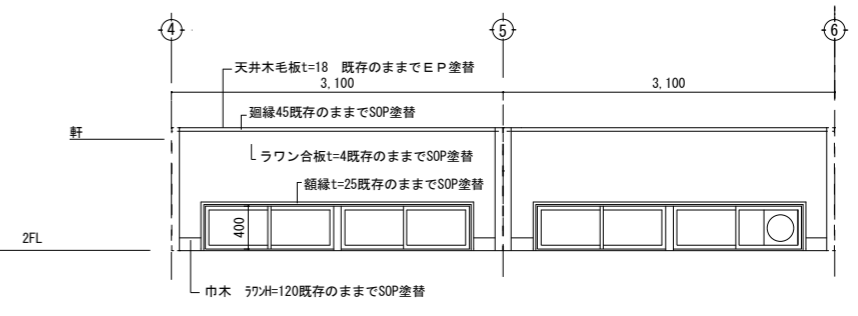
更衣室B C面 S=1/50 更衣室A C面 S=1/50

面	床	仕上げ
A	床	100角タイル既存のまま
B	巾木	C面のみ人造石研ぎ出し
C	腰壁	108角タイル既存のまま クリーニング
D	壁	108角タイル既存のまま、一部T-1ベニアt=4既存のままでSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替
F	天井	有孔ベニアt=4既存のままでSOP塗替

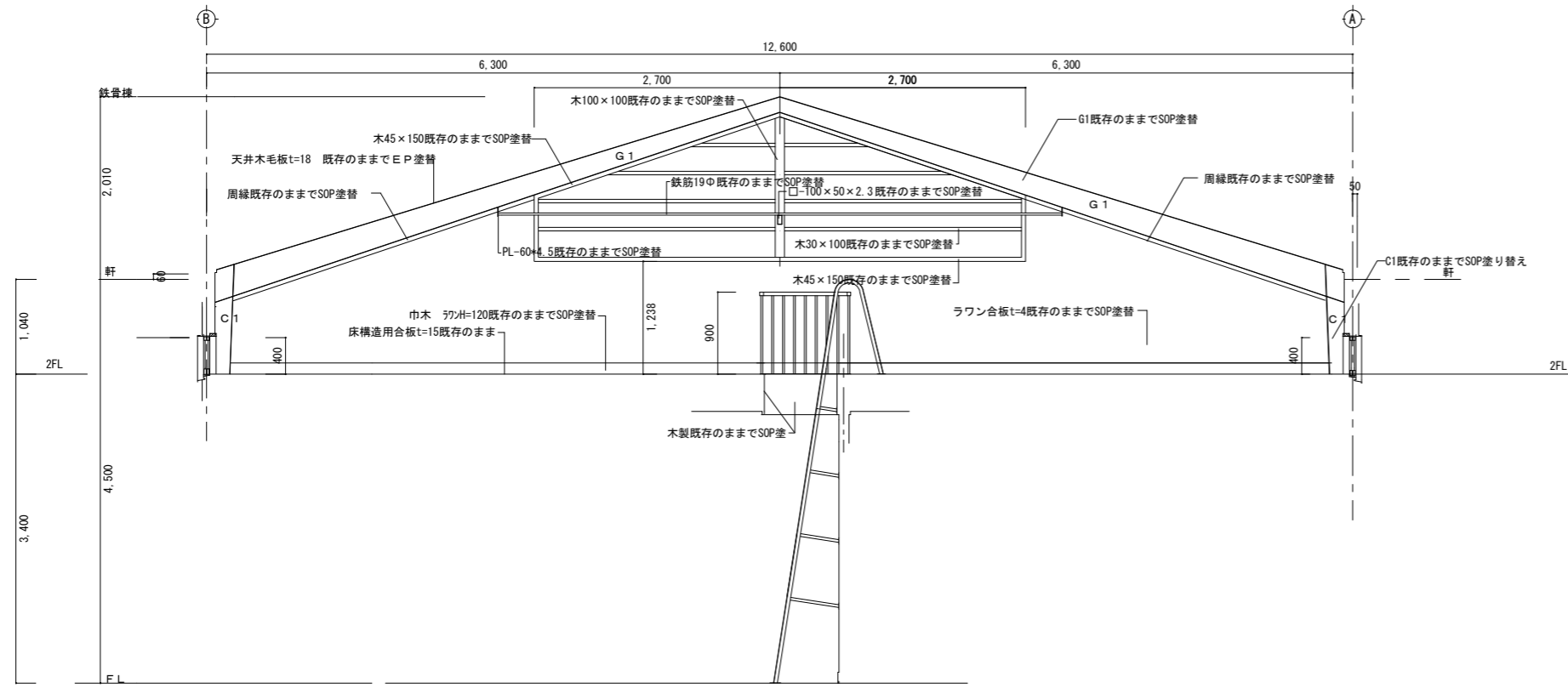
面	床	仕上げ
A	床	桧t=15縁甲板 既存のまま
B	巾木	杉既存のままでSOP塗替
C	腰壁	T-1ベニア t=4既存のままでSOP塗替
D	壁	T-1ベニア t=4既存のままでSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままSOP塗替
F	天井	有孔ベニアt=4既存のままでSOP塗替



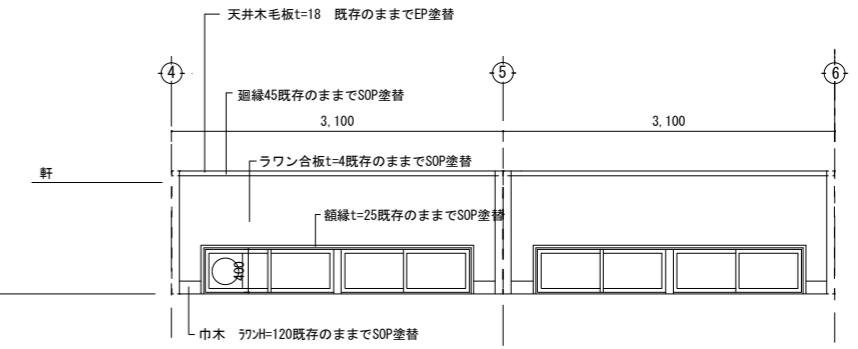
物干展開図 D S=1/50



物干展開図 A S=1/50



物干展開図 B S=1/50



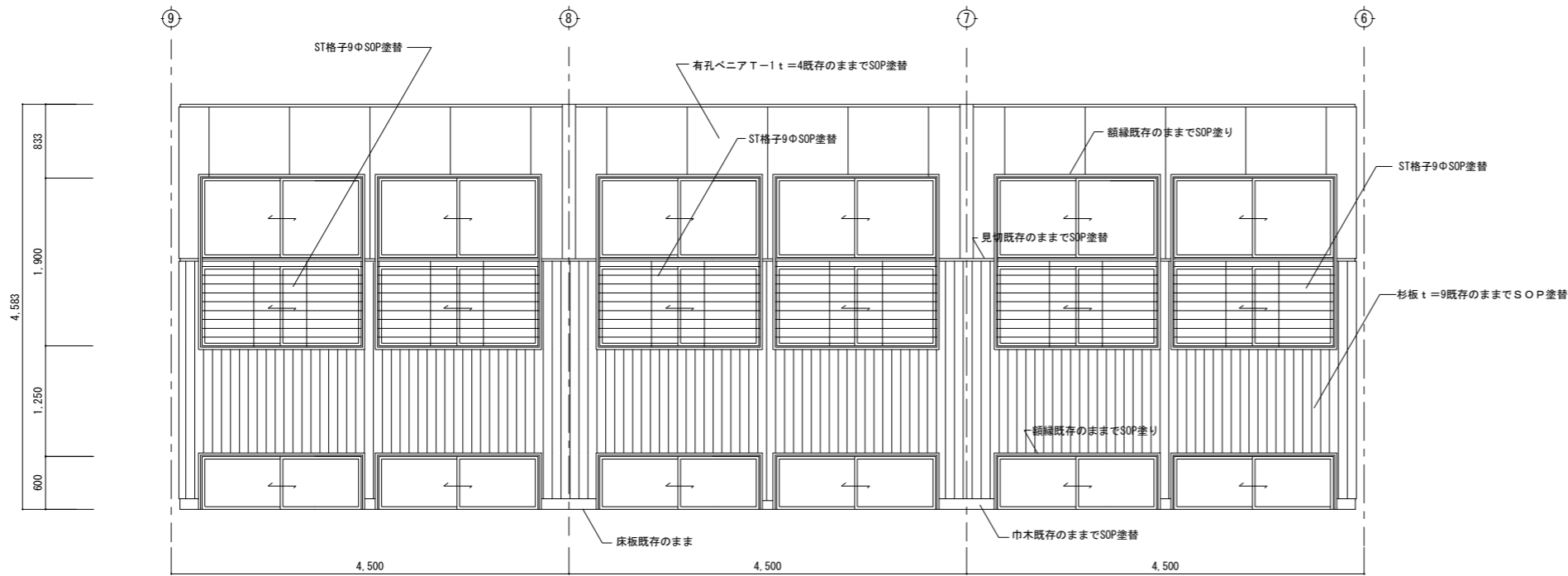
物干展開図 C S=1/50

徳島県県土整備部営繕課

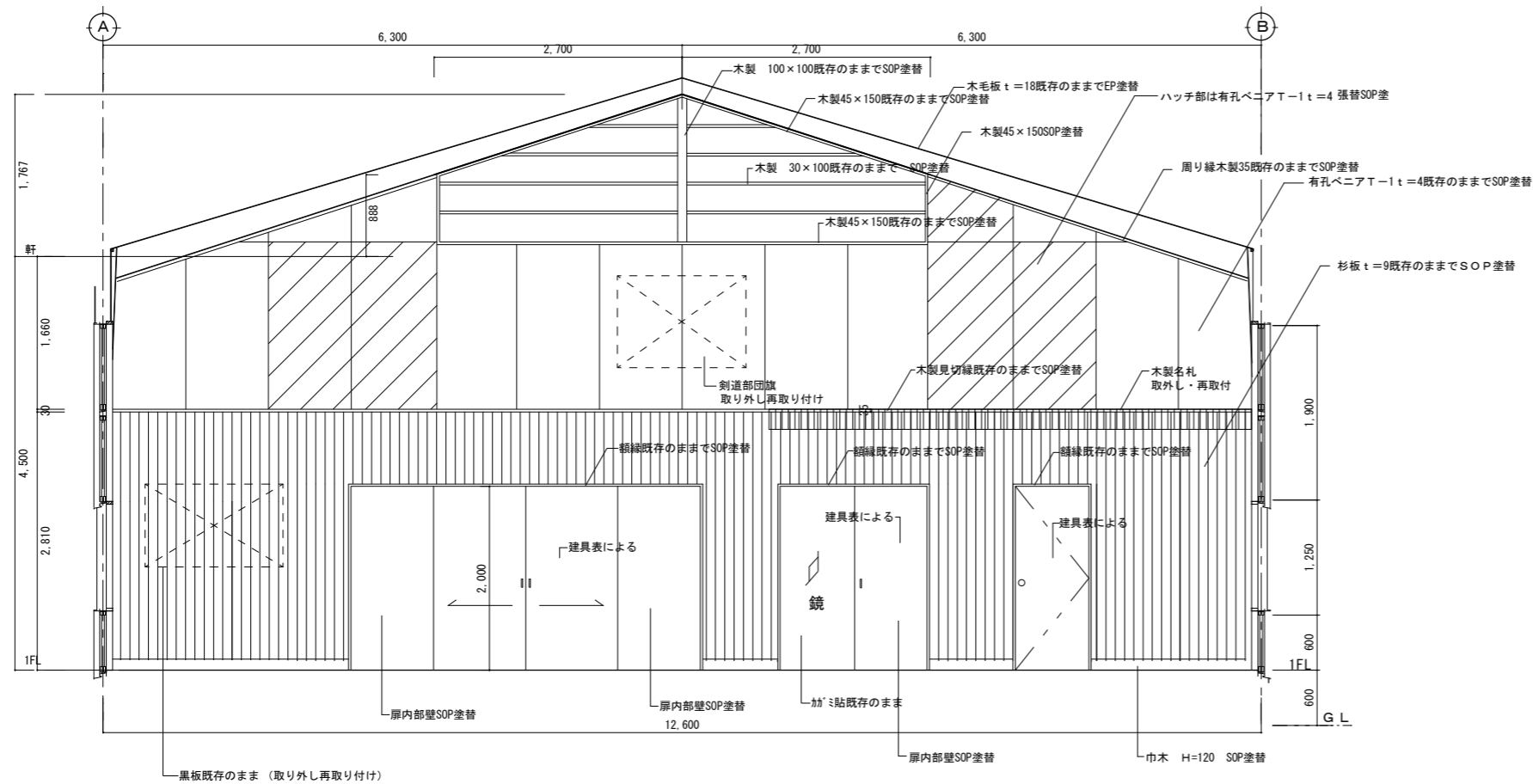
●工事名  
R1 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
物干展開図 A・B・C・D面 展開図

●図面番号  
A-14  
●縮尺  
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
TEL 088-636-2712



剣道場 C面展開図 S=1/50



剣道場 D面展開図 S=1/50

- ※ 共通事項 建具額縁・枠・本体 SOP塗替
- ※ 共通事項 サッシ額縁SOP塗替
- ※ 共通事項 スチールサッシ調整のうえSOP塗替 剣道室窓格子共

徳島県県土整備部営繕課

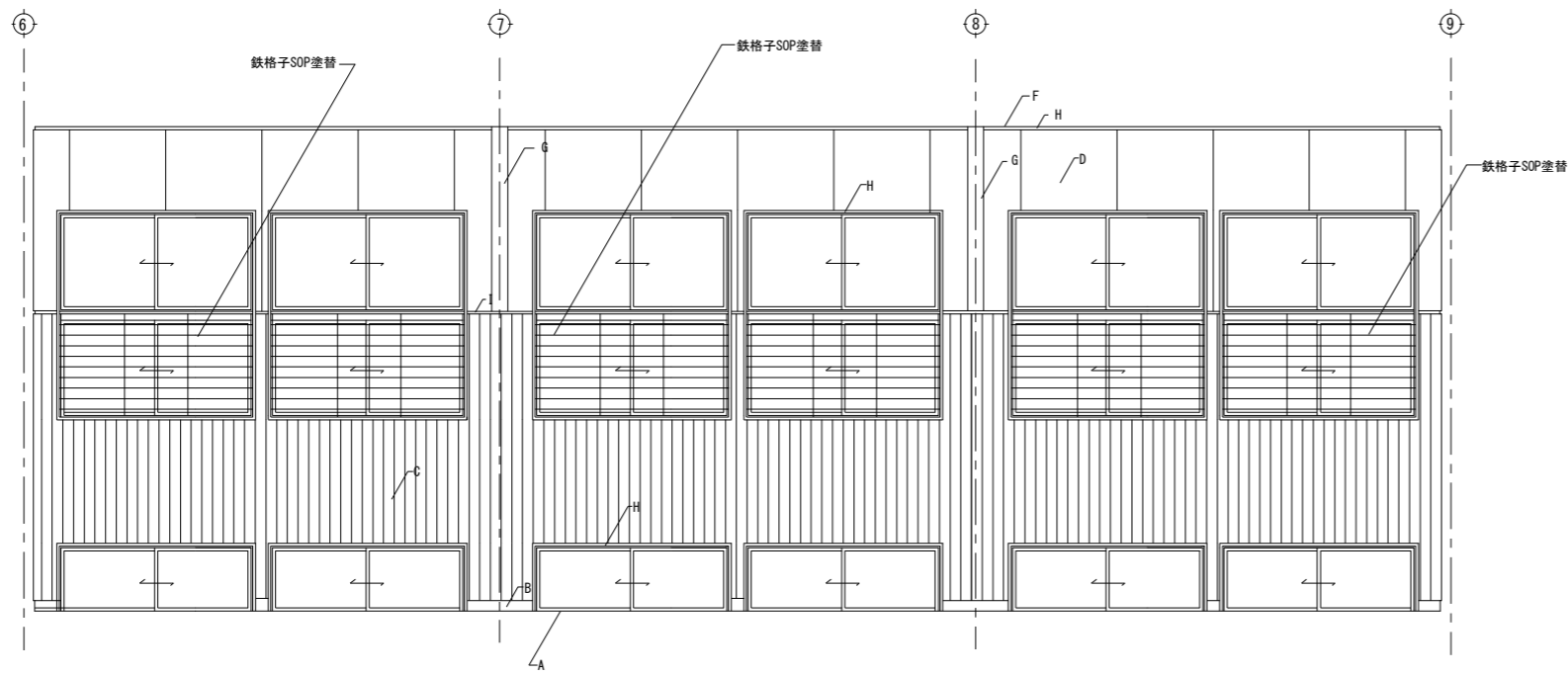
● 工事名  
R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
● 図面名  
剣道場C・D面 展開図

● 図面番号  
A-15  
● 縮尺  
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市文六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
第86221号  
TEL 088-636-2712

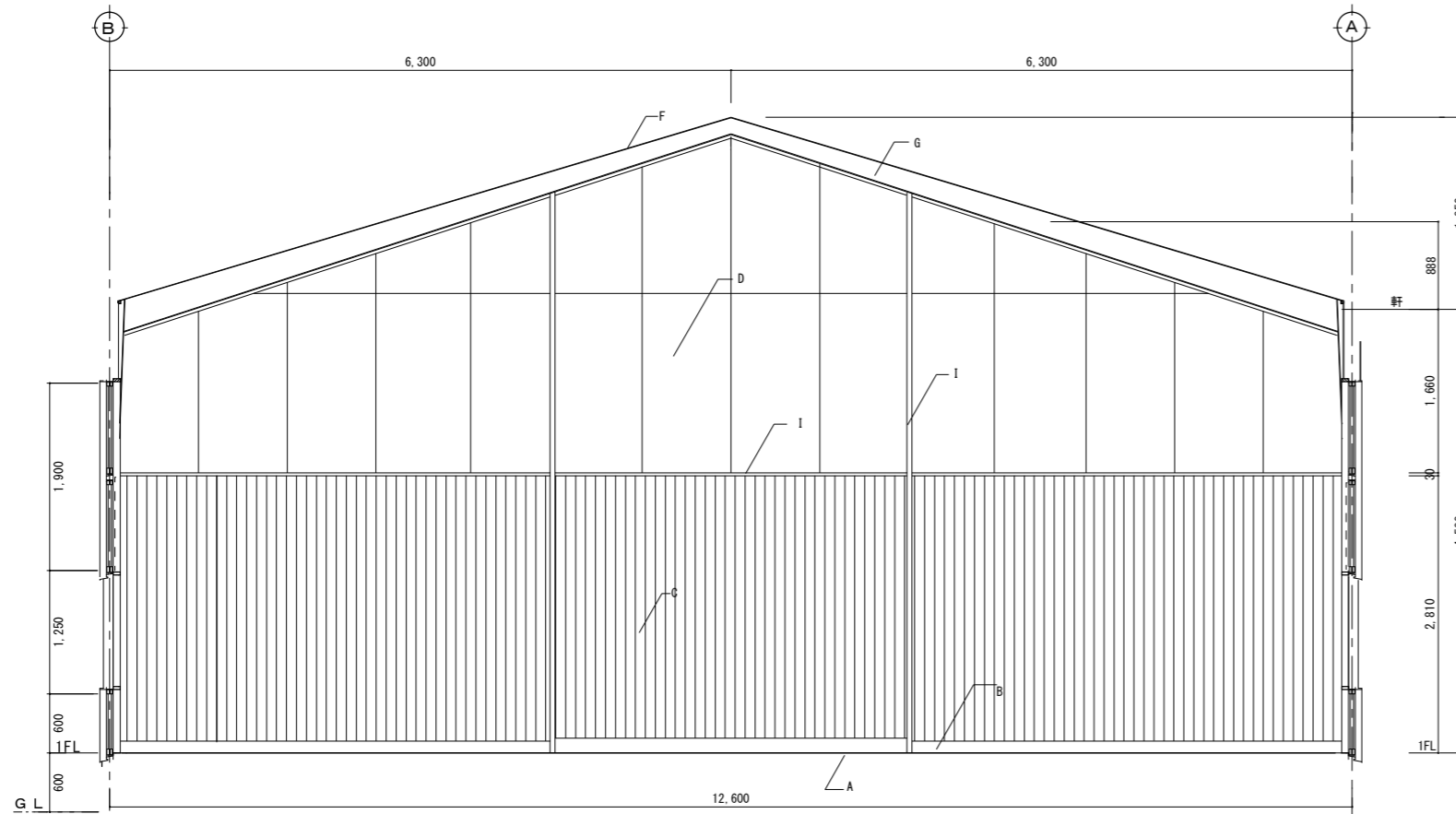
管理 建築士





剣道場 A面展開図 S = 1/50

内部仕上表	
A	床 フロア一部既存のまま
B	巾木 杉SOP塗替
C	腰壁 杉t=9縦張本実加工既存のままSOP塗替
D	壁 有孔77合板T-1既存のままSOP塗替
E	廻縁 木製杉既存のままSOP塗替
F	天井 木毛版現し既存のままEP塗替
G	柱・梁 鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁 木製既存のままSOP塗替
I	見切 木製既存のままSOP塗替



剣道場 B面展開図 S = 1/50

内部仕上表	
A	床 フロア一部既存のまま
B	巾木 杉SOP塗替
C	腰壁 杉t=9縦張本実加工既存のままSOP塗替
D	壁 有孔77合板T-1既存のままSOP塗替
E	廻縁 木製杉既存のままSOP塗替
F	天井 木毛版現し既存のままEP塗替
G	柱・梁 鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁 木製既存のままSOP塗替
I	見切 木製既存のままSOP塗替

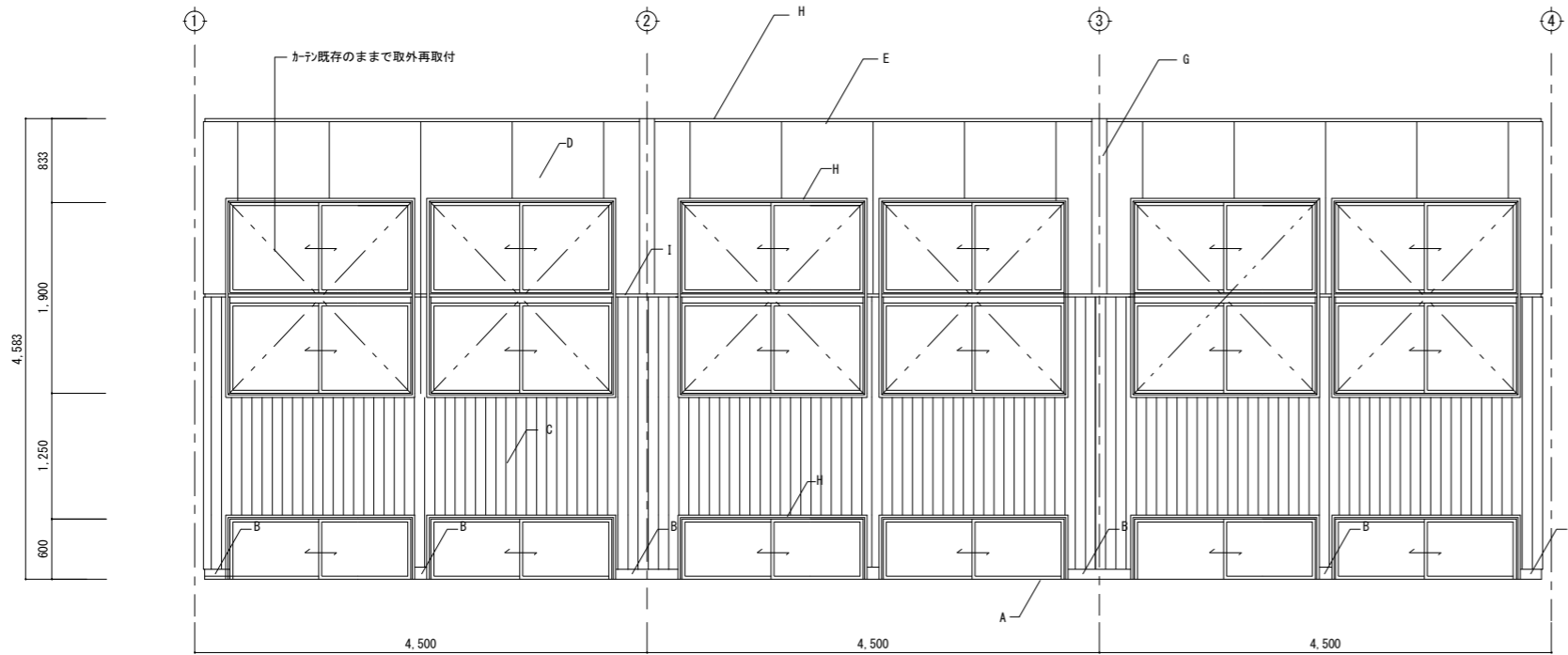
徳島県県土整備部営繕課

● 工事名  
R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
● 図面名  
剣道場 A・B面 展開図

● 図面番号  
A-16  
● 縮尺  
S = 1/50

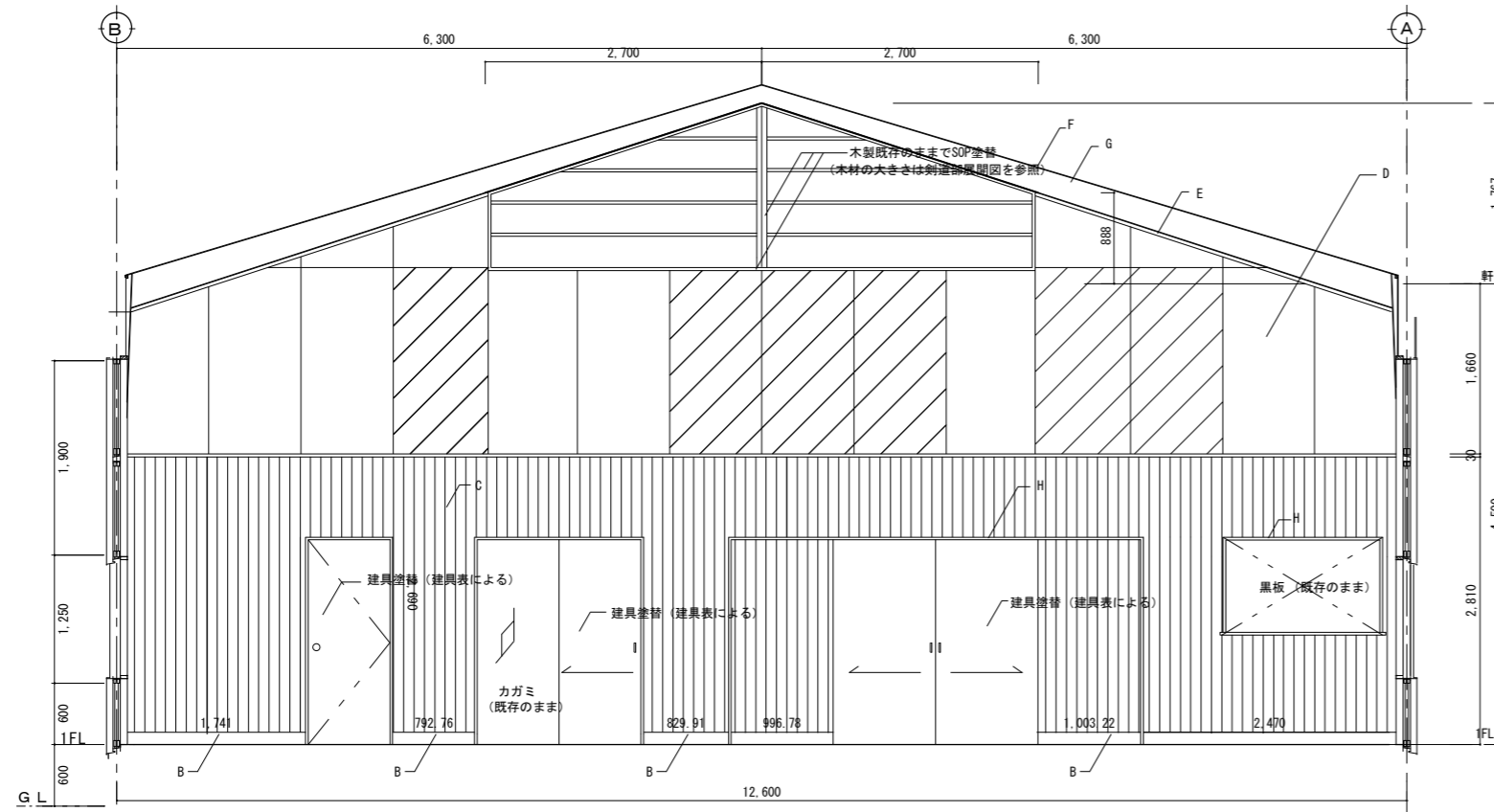
株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
TEL 088-636-2712

管理建築士

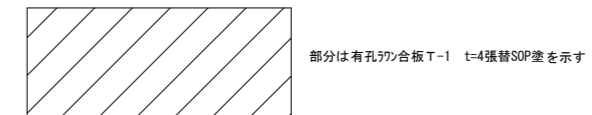


柔道場 A面展開図 S=1/50

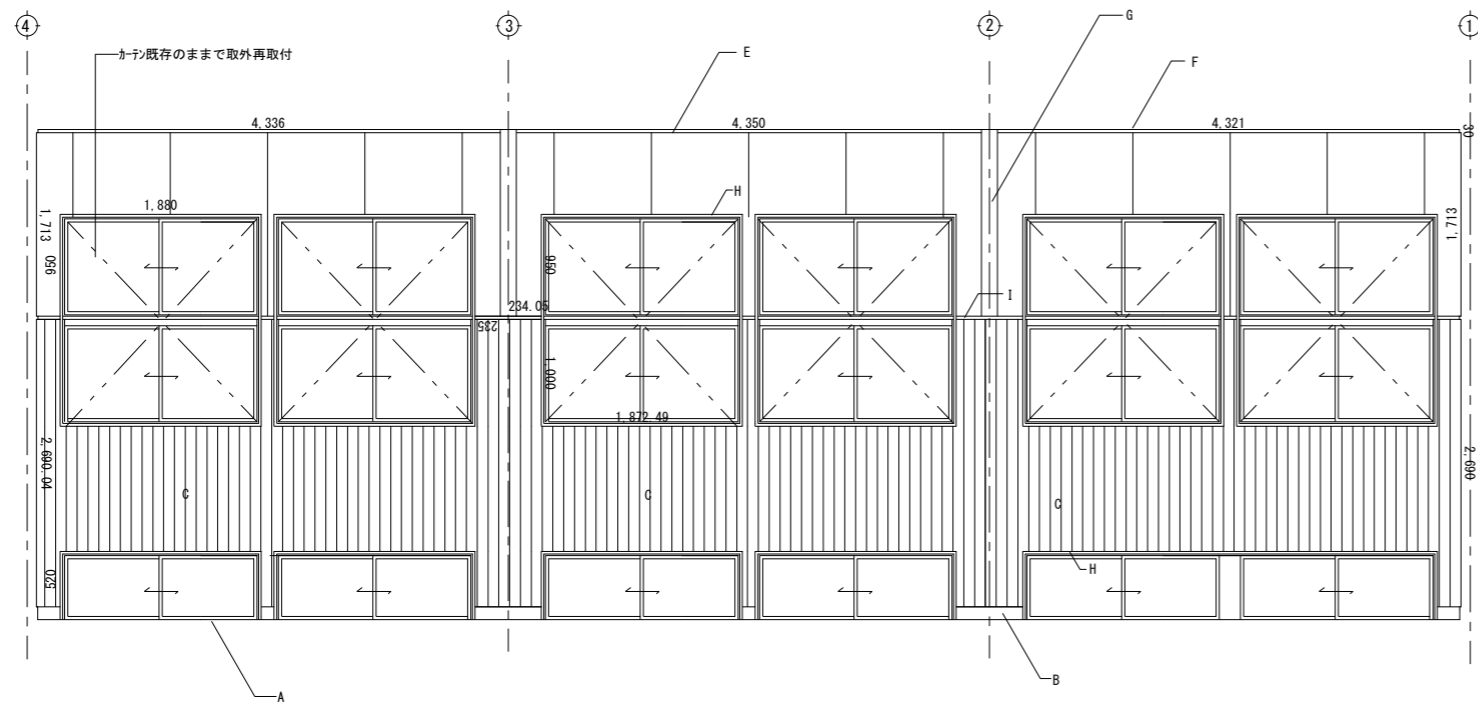
内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままでSOP塗替
D	壁	有孔珪合板T-1既存のままでSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままでSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままでEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままでSOP塗替
I	見切	木製既存のままでSOP塗替



柔道場 B面展開図 S=1/50

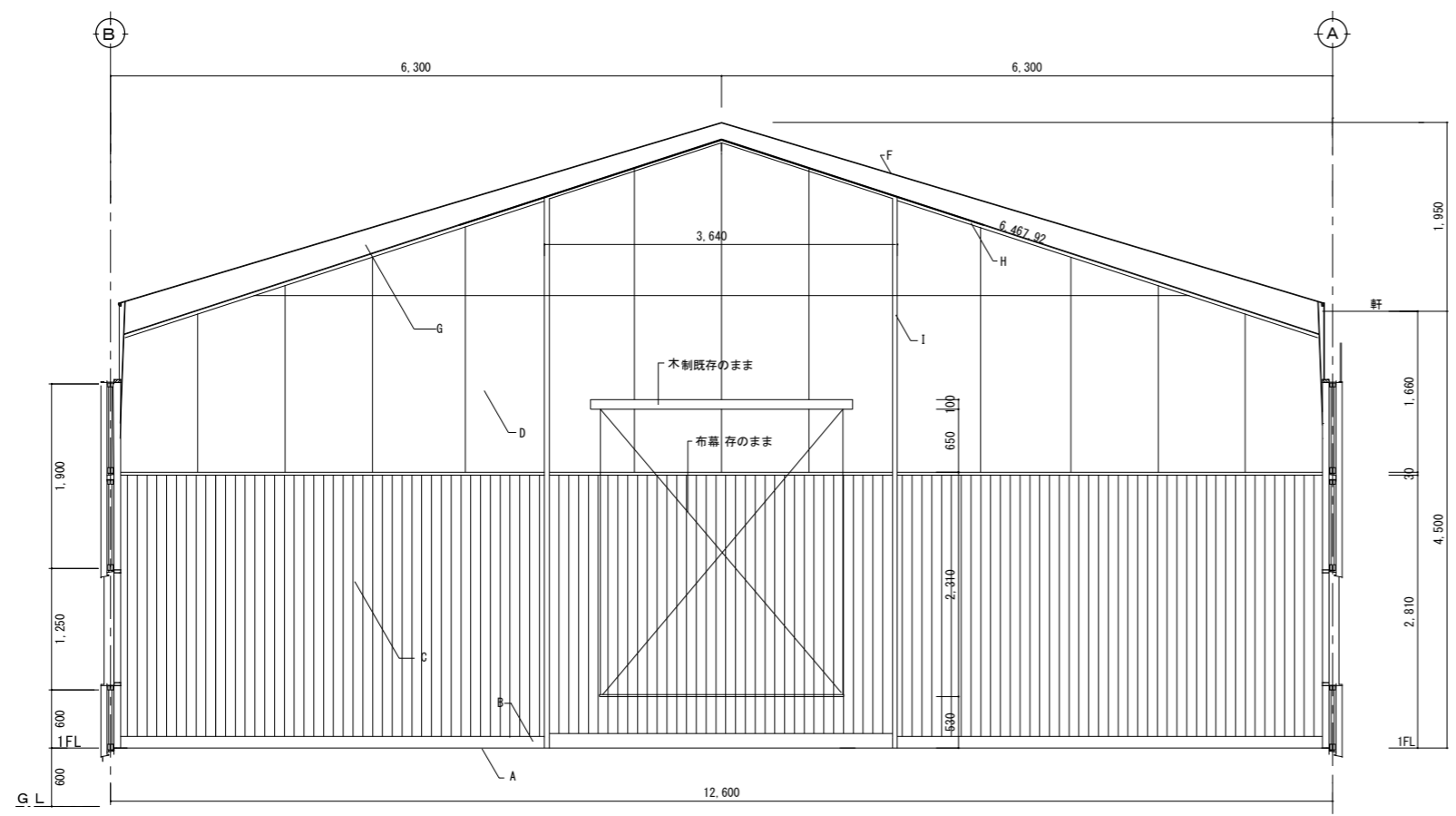


内部仕上表		
A	床	フロア一部既存のまま
B	巾木	杉SOP塗替
C	腰壁	杉t=9縦張本実加工既存のままでSOP塗替
D	壁	有孔珪合板T-1既存のままでSOP塗替
E	廻縁	木製杉既存のままでSOP塗替
F	天井	木毛版現し既存のままでEP塗替
G	柱・梁	鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁	木製既存のままでSOP塗替
I	見切	木製既存のままでSOP塗替

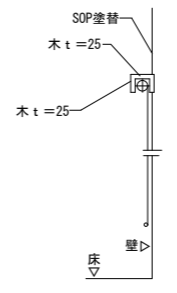


柔道場 C面展開図 S=1/50

内部仕上表	
A	床 フロア一部既存のまま
B	巾木 杉SOP塗替
C	腰壁 杉t=9縦張本実加工既存のままでSOP塗替
D	壁 有孔珪合板T-1既存のままでSOP塗替
E	廻縁 木製杉既存のままでSOP塗替
F	天井 木毛版現し既存のままでEP塗替
G	柱・梁 鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁 木製既存のままでSOP塗替
I	見切 木製既存のままでSOP塗替



柔道場 D面展開図 S=1/50



映写スクリーン断面詳細図 S=1/30

内部仕上表	
A	床 フロア一部既存のまま
B	巾木 杉SOP塗替
C	腰壁 杉t=9縦張本実加工既存のままでSOP塗替
D	壁 有孔珪合板T-1既存のままでSOP塗替
E	廻縁 木製杉既存のままでSOP塗替
F	天井 木毛版現し既存のままでEP塗替
G	柱・梁 鉄骨見掛部SOP塗替
H	額縁 木製既存のままでSOP塗替
I	見切 木製既存のままでSOP塗替

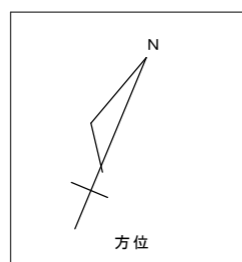
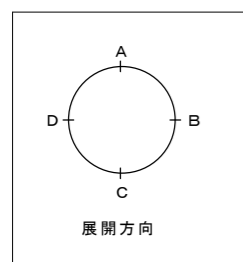
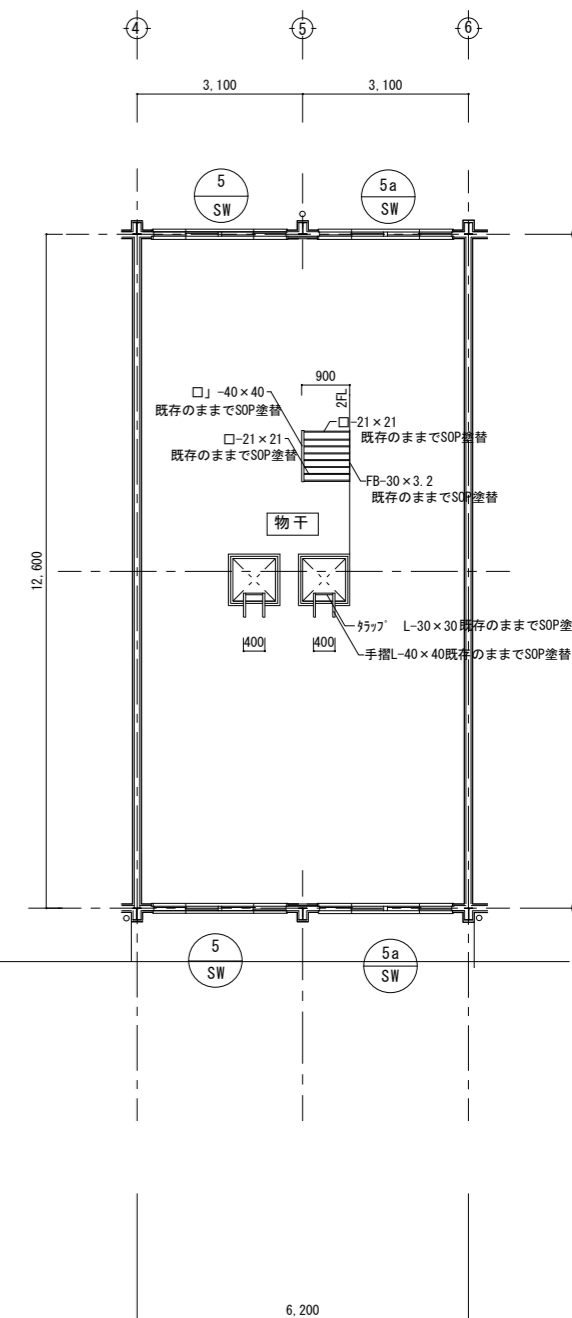
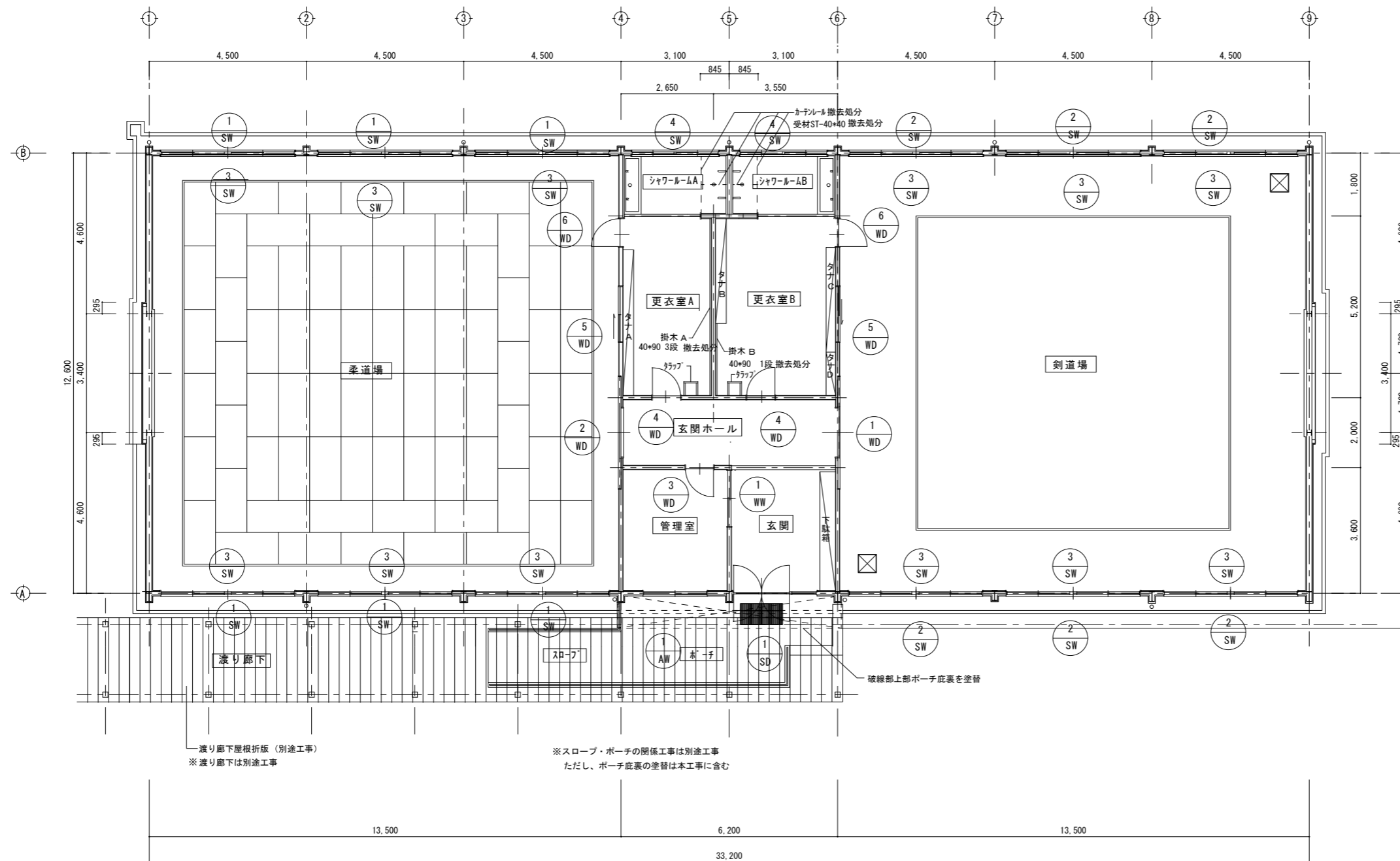
徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R2 宮橋 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
●図面名  
柔道場 C・D面 展開図

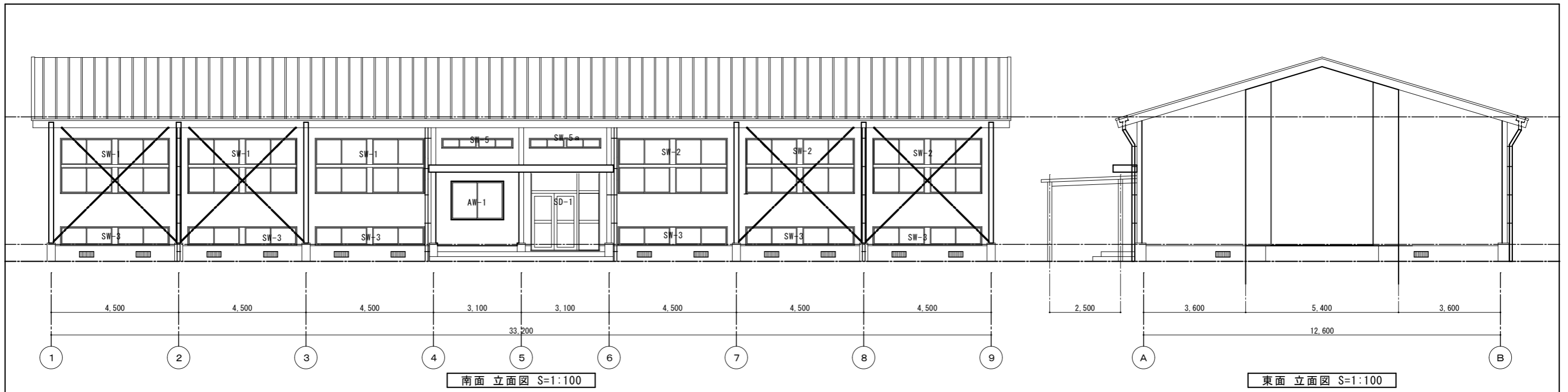
●図面番号  
A-18  
●縮尺  
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録  
第86221号  
TEL 088-636-2712

管理建築士

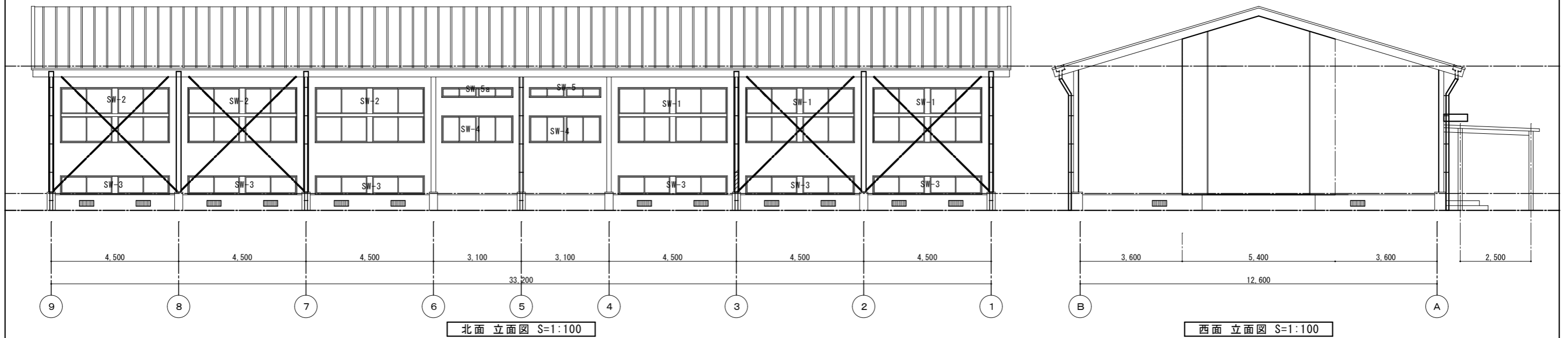


徳島県土整備部営繕課	● 工事名 R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場屋内部改修工事	● 図面番号 A-19	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712	管理 建築士
	● 図面名 現況 1・2階 建具配置図	● 縮尺 S=1/100		



南面 立面図 S=1:100

東面 立面図 S=1:100



北面 立面図 S=1:100

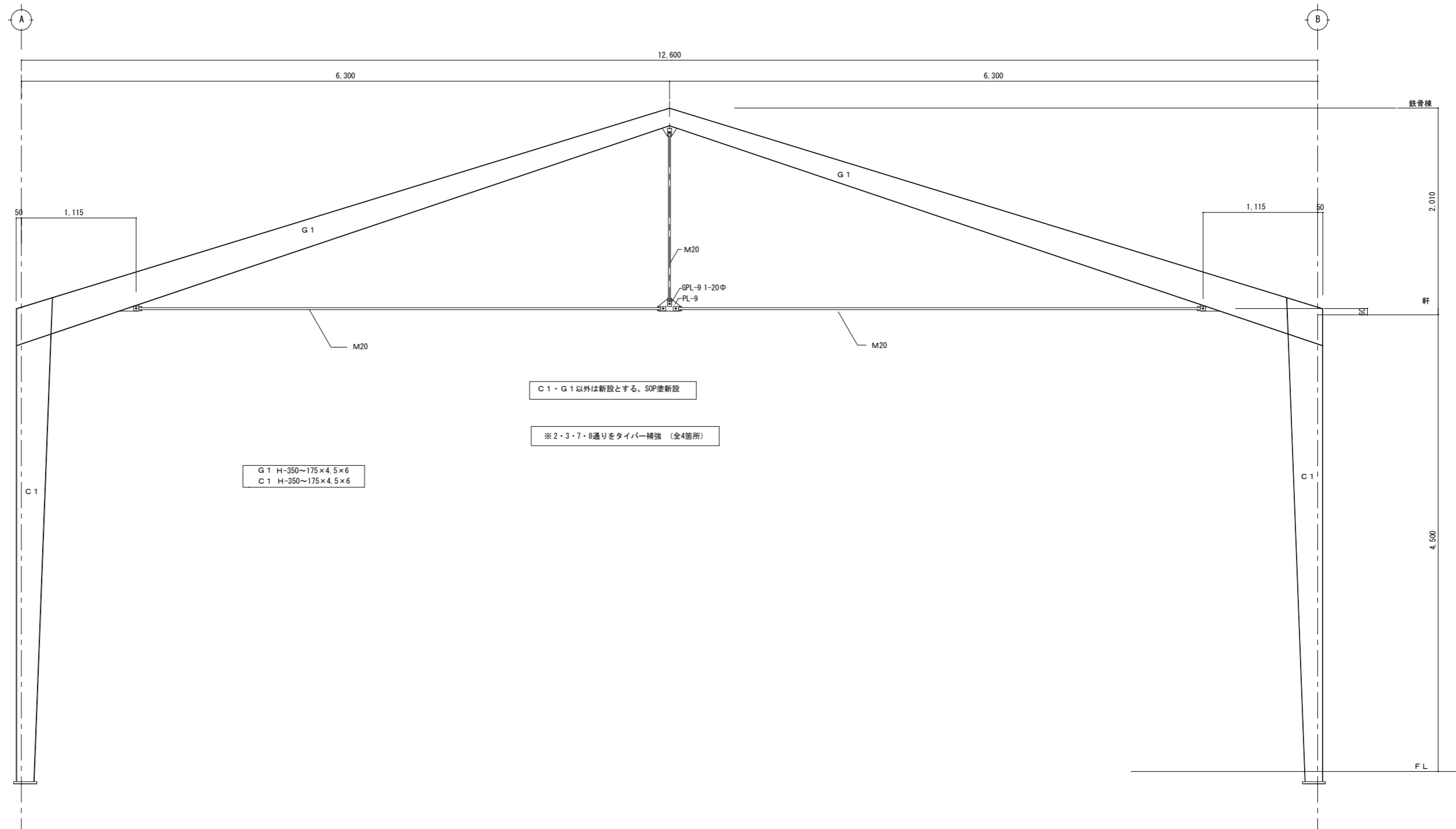
西面 立面図 S=1:100

徳島県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事名 R2 宮織 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事</li> <li>● 図面名 立面図建具伏図(参考図)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図面番号 A-20</li> <li>● 縮尺 S=1/100</li> </ul>	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 開富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士
------------	--	---	---	-------

建 具 表

記号	① SW 引連2連2段スチール窓	② SW 引連2連2段スチール窓	③ SW 引連2連スチール窓	④ SW 引連2連スチール窓	⑤ SW 引連2連スチール窓	⑤a SW	① AW 引き違いアルミ窓 既存のまま	① SD 片袖ランマ付両開ドア	⊖
姿 図	柔道場 スチール1.5 既存のまま 	剣道場 室内側にスチール格子(横)付 スチール1.5 既存のまま 	柔道場 剣道場 スチール 既存のまま PL SOP塗替 	シャワー室 スチール1.5 既存のまま PL SOP塗替 	2階 物干 スチール 既存のまま 	2階 物干 スチール 既存のまま 	1階 管理室 1,200 	FH 2か所共取り換え テラゾウ塗替 	
室名 数量	柔道場 6	剣道場 6	柔道場 剣道場 12	シャワー室 2	2階 物干 2	2階 物干 2	1階 管理室 1	玄関 1	
仕上 見込	既存 SW 既存のまま 86	既存 SW 既存のまま 86	既存 SW 既存のまま 86	既存 SW 既存のまま 86	既存 SW 既存のまま 86	既存 SW 既存のまま 86	アルミ 既存のまま 70	既存 SD 既存のまま 86	
ガラス	FL-5 既存のまま	FL-5 既存のまま	既存のまま	既存のまま	FL-5 既存のまま	FL-5 既存のまま	FL-5 既存のまま	FL-5 既存のまま	
金物	付属品	付属品	付属品	付属品	付属品	付属品	付属品	付属品 押し棒 新設	
備考	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	
記号	① WD 引分戸 (新設)	② WD 引分戸 (既存のまま扉のみSOP塗替)	③ WD 片開ドア (既存のまま扉のみSOP塗替)	④ WD ランマ付片開きドア (既存のまま扉のみSOP塗替)	⑤ WD 片引戸 (格納部 かがみ貼) (既存のまま扉のみSOP塗替)	⑥ WD 片開ドア (既存のまま扉のみSOP塗替)	① WW 引き違い木造窓 既存のままSOP塗替	⊖	⊖
姿 図	剣道場入口 1,600 x 2,000 ※枠・額縁はSOP塗替	柔道場入口 1,600 x 2,000 ※枠・額縁はSOP塗替	管理室 800 x 1,800 ※枠・額縁はSOP塗替	更衣室A・B 800 x 2,000 ※枠・額縁はSOP塗替	更衣室A・B 800 x 2,000 ※枠・額縁はSOP塗替 かがみ既存のまま	更衣室A・B 800 x 2,000 ※枠・額縁はSOP塗替	管理室 1,600 x 1,100 ※枠・額縁はSOP塗替		
室名 数量	剣道場 1	柔道場 1	管理室 1	更衣室A・B 2	更衣室A・B 2	更衣室A・B 2	管理室 1		
仕上 見込	シナベニア t=3 SOP塗 40	シナベニア t=3 SOP塗 40	SOP塗替 40	SOP塗替 40	SOP塗替 40	SOP塗替 40	SOP塗替 40		
ガラス							既存のまま		
金物	底車 SUS引手	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
備考	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共	建付調整共		
記号	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖
姿 図									
室名 数量									
仕上 見込									
ガラス									
金物									
備考									

凡 例 (符号)	(金物)	(ガラス)
SD : スチール製ドア SSD : ステンレス製ドア AD : アルミニウム製ドア AW : アルミニウム製窓	SS : スチール製シャッター AG : アルミニウム製ガラリ WD : 木製ドア WW : 木製窓 FD : 板フスマ F : フスマ P : 障子 T : トイレブース	PH : ビボットヒンジ FH : フロアーヒンジ DC : ドアチェック LH : レバーハンドル FL : フロートガラス F : 型板ガラス SG : スリガラス PW : 網入磨板ガラス FW : 網入型板ガラス GB : ガラスブロック ST : 学校向け強化ガラス H : 熱線吸収板ガラス ブルー G : 熱線吸収板ガラス グレー B : 熱線吸収板ガラス ブロンズ FL3・A6・FL3 : 複層ガラス (Aは空気層を示す)
	徳島県県土整備部管轄課	●工事名 R2 宮織 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事 ●図面名 建具表
		●図面番号 A-21 ●縮尺 S=1/100
		株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号 徳島市丈六町18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712
		管理建築士



C1・G1 以外は新設とする。SOP塗新設

※2・3・7・8通りをタイバー補強 (全4箇所)

G1 H-350~175×4.5×6  
C1 H-350~175×4.5×6

タイバー補強図 S=1/30

徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R1 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技内部改修工事  
●図面名  
タイバー補強図

●図面番号  
A-22  
●縮尺  
S=1/30

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
TEL 088-636-2712

管理建築士

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電灯・コンセント設備	照明器具の新規更新工事の一式
撤 去 工 事	既設照明器具の撤去工事の一式
換 気 設 備	換気扇の新規更新工事の一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1> 1.4.2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事については下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.11.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
  - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工
 

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

  - 本工事の建物分類は(「**特定の施設**」、一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
  - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。  
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器 ( ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ )
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
  - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算  
対象機材 ( ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ )
  - 強度計算  
対象機材 ( ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ )
  - コンクリート工事  
受変電盤基礎 ( ・ 強度試験 ( ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 )
- ※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。





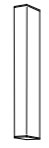
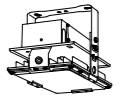
IV. 特記仕様2(特記事項)

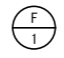
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.10、<2>2.12.5) なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製・鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71~74、監理指針 <1>2.9.1、<2>2.1.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E<sub>1</sub>接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
  - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。( ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤 )
  - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
  - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。( ・ 一般居室、廊下等 ・ )  
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m<sup>2</sup>のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm<sup>2</sup>以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.1.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防燥及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた(マンホールふた)	

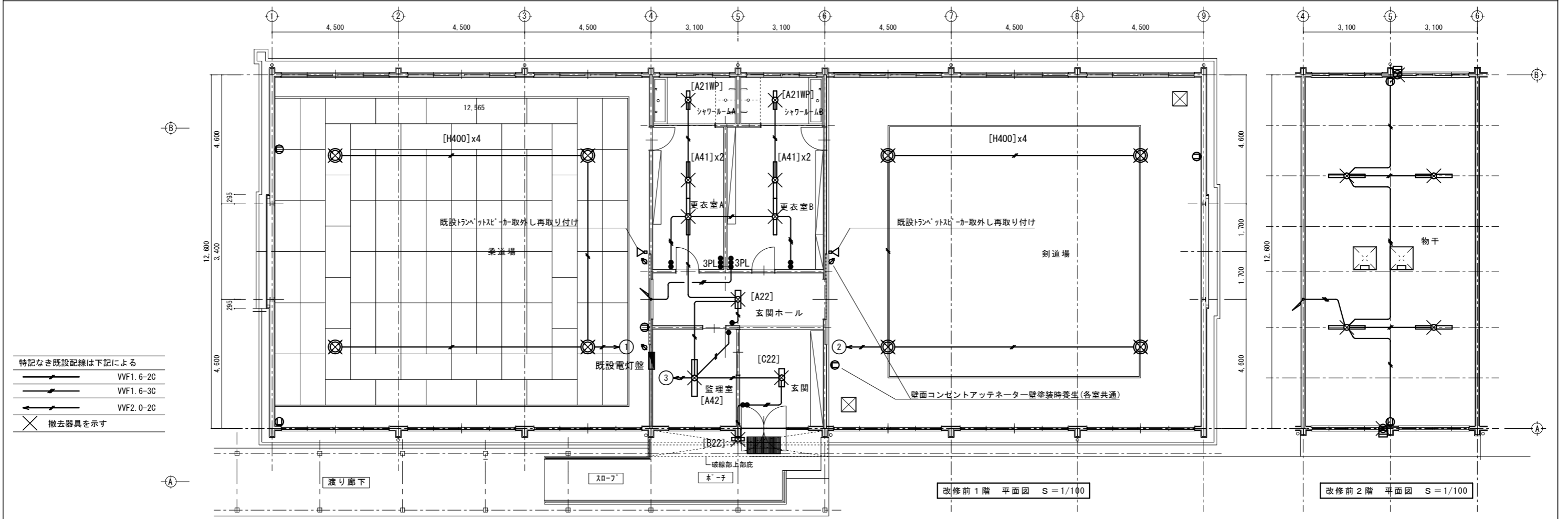
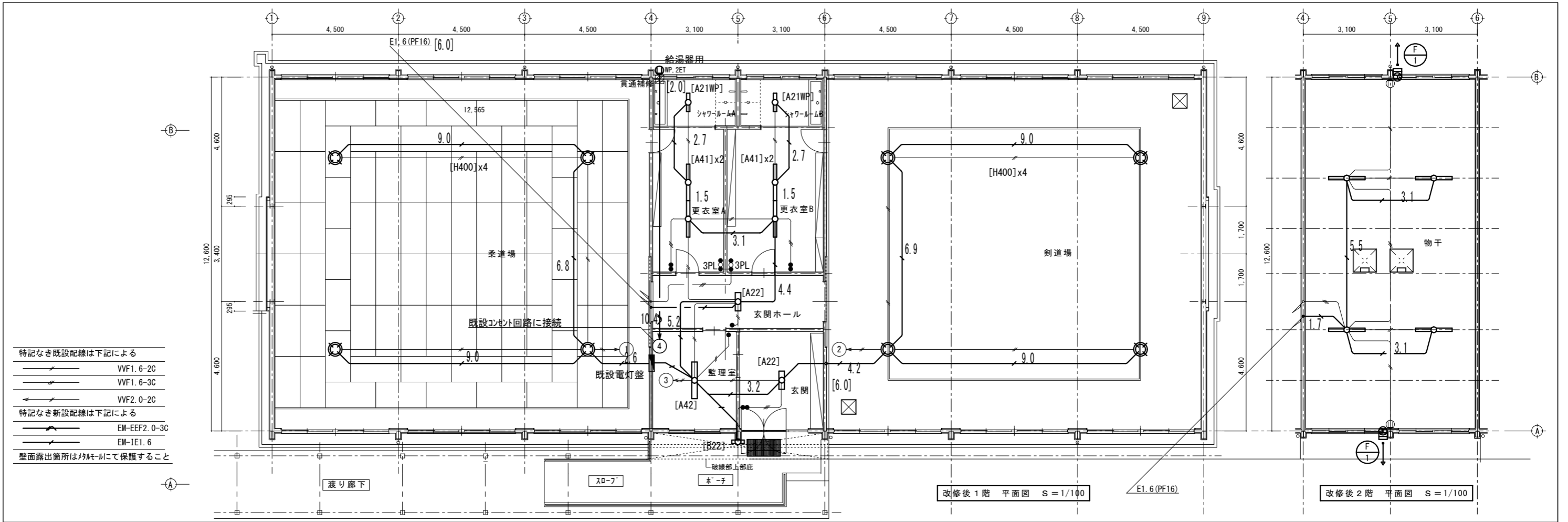
[A22] LED直付型20形 W150	[A21WP] LED直付形20形 防湿型・防雨型 W150
	
LSS9-2-30LE9	LSS9MP/RP-2-14LE9
[A41] LED直付型40形 W150	[A42] LED直付型40形 W150
	
LSS9-4-30LE9	LSS9-4-65LE9
[B22] LEDウォールライト 20形	[H400] LED高天井用照明器具 マルチハロゲン灯400形器具相当
	
LBF3MP/RP-2-13LE9	LSR2M-200LZ9
	落下防止ワイヤー付

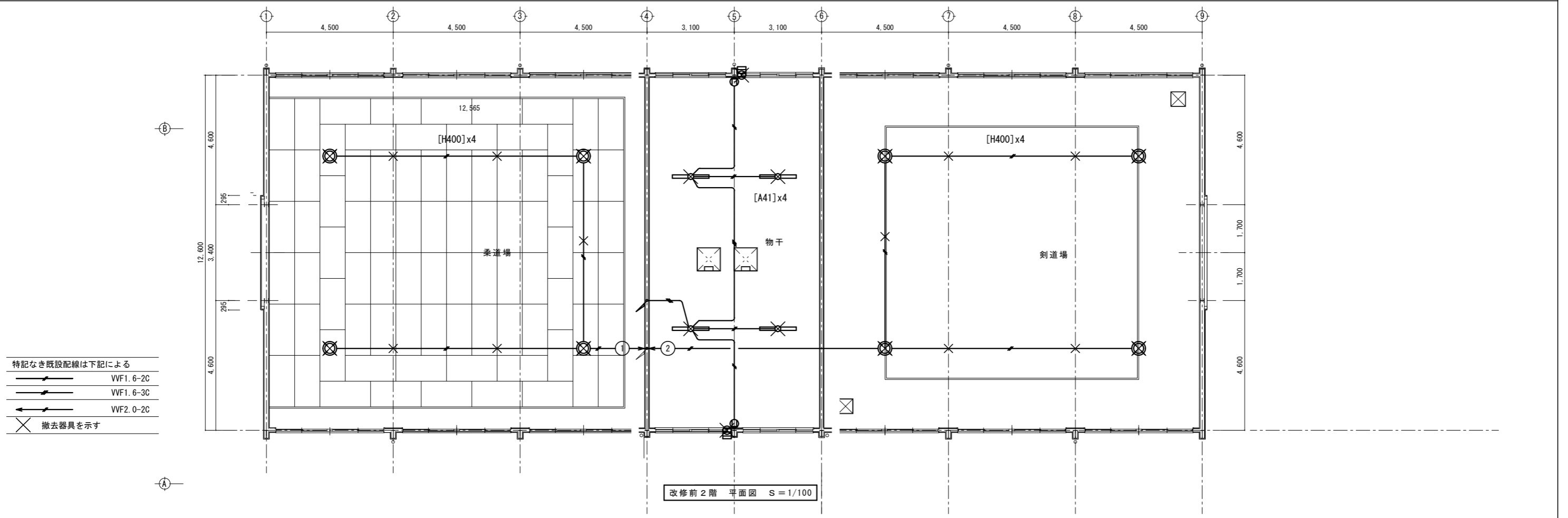
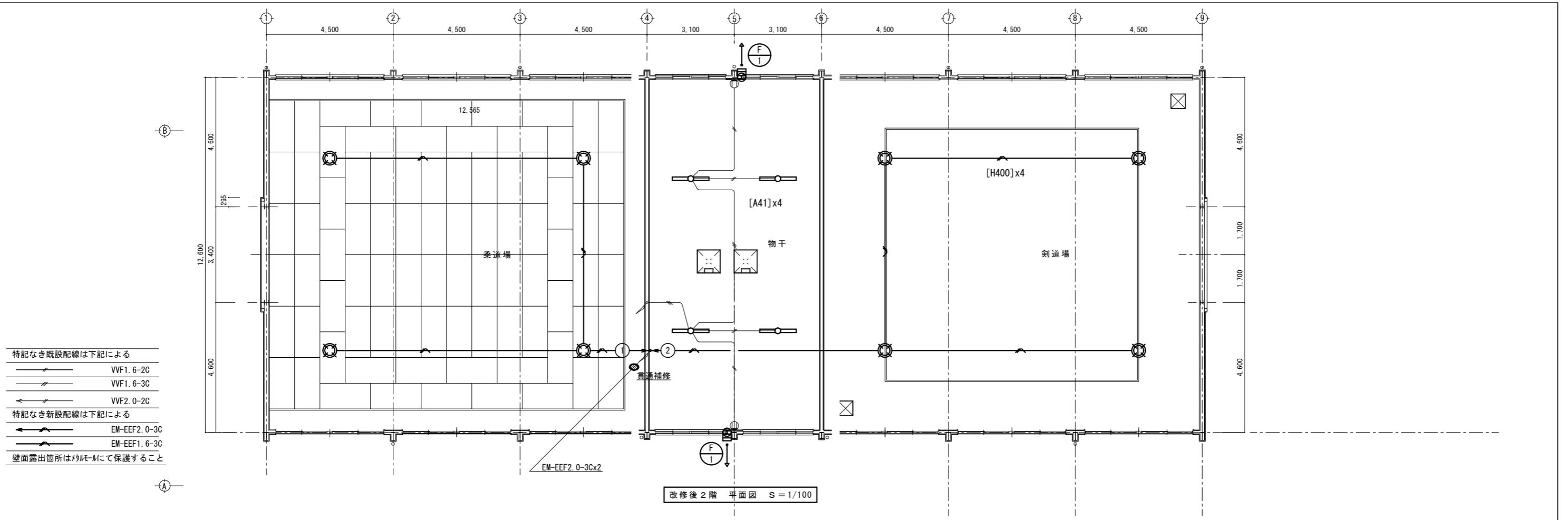
	壁付け形換気扇 300φ電気式シャッター引ききもなし 風量 120m <sup>3</sup> /h 消費電力 35W 1φ100V ウェザーカバー(スチール製) 共
---	---

撤去器具リスト				
記号	仕様			数
A22	FL20Wx2	直付け		1
A21WP	FL20Wx1	直付け	防水型	2
A41	FL40Wx1	直付け		4
A42	FL40Wx2	直付け		3
B21	FL20Wx1	壁付け	防水型	1
G22	FL20Wx2	直付け	カバー付き	1
H400	HF400Wx1	吊り下げ		8
換気扇	300φ	壁付け		2

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事	●図面番号 E-01	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理 建築士
		●図面名 電気工事特記仕様書・照明器具図		







徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事	●図面番号 E-03 ●縮尺 S=1/100	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号 管理建築士
-------------	--	---------------------------------	--

## 管工事仕様書

## I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
衛生器具設備	
給 水 設 備	図示の給水設備を改修する工事一式。
排 水 設 備	
給 湯 設 備	図示の給湯設備を新設する工事一式。
消 火 設 備	
ガ ス 設 備	
浄 化 槽 設 備	
撤 去 工 事	図示の設備を撤去する工事一式。

## II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

## III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工費用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.4)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成に不ならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
  - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すこと。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
  - 本工事の建物分類は(特定の施設・**一般の施設**)であり、地域係数は(0.0・0.9)とする。
  - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階  
重要機器(・防災機器・火気を使用する機器・タンク類・

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽質な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算対象機材(・屋上、塔屋等に設置する機器・)
- 強度計算対象機材(・配管及びダクト支持材・煙道支持材・)
- コンクリート工事受水槽基礎(・強度試験(・公共試験機関・JIS工場)・構造体強度補正值(S)による補正・調査表提出・アルカリ骨材反応抑制対策確認・鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

## IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを走り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床下土中埋設部は保温付被覆鋼管をそれぞれ使用する。
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものは JIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗室内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
- 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
  - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・受水槽・高架水槽・給水ポンプ装置・)
  - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
  - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ダクトスペース、パイプシャフト内・)屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・一般居室、廊下等・)亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m<sup>2</sup>のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
- 衛生器具をコンクリート又はれんがが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕 <5>2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針 <5>2.1.1)
- 洗面器類の排水トラップと鋼管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <I>1.7.4)なお、屋外及び水気のある場所(井戸内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.6)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

## V. 使用材料(管材)

用 途	名 称	番 号	備 考	
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP	
	〇 "	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWNA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	〇 "	(地中埋設部) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWNA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	"	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	1W又は2W
	"	水道配水用ポリエチレン管	JWNA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	
	"	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
"	耐火二層管(内管VP)			
排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	
	"(屋外)			
給 湯	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU	
	〇 "	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
	〇 "	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWNA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
	"	(地中埋設部) 保温付被覆鋼管	原管	
	"	(コンクリート埋設部) 被覆鋼管	JIS H 3300	
消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP	
	"(地中埋設部) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS	
ガ ス	〇 配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP	
	〇 "	(地中埋設部) 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
"	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774		
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP	

## VI. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

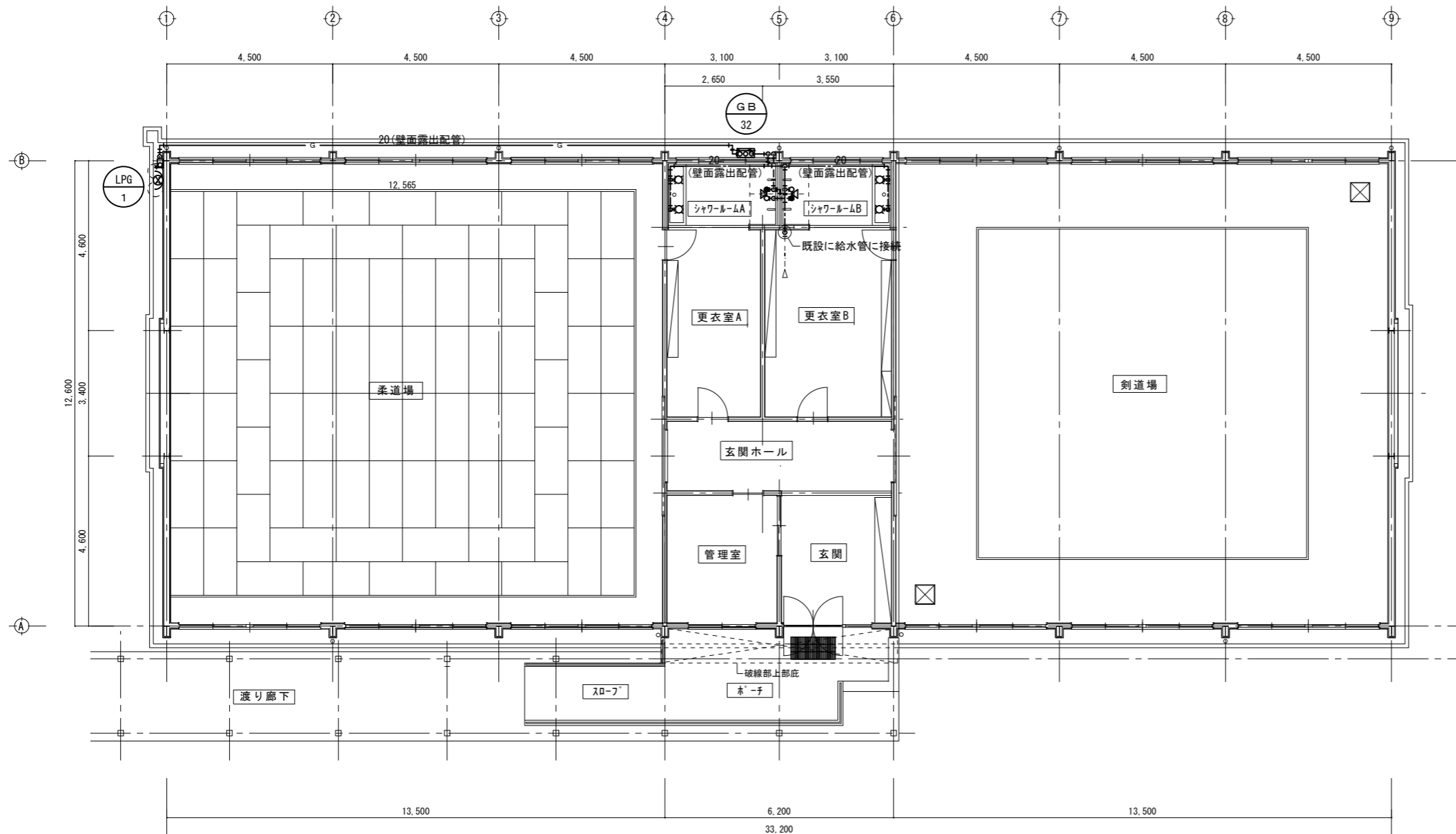
品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鑄鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁掛ふた

徳島県県土整備部営繕課

● 工事名  
R 2 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 格技場内部改修工事  
● 図面名  
管工事仕様書

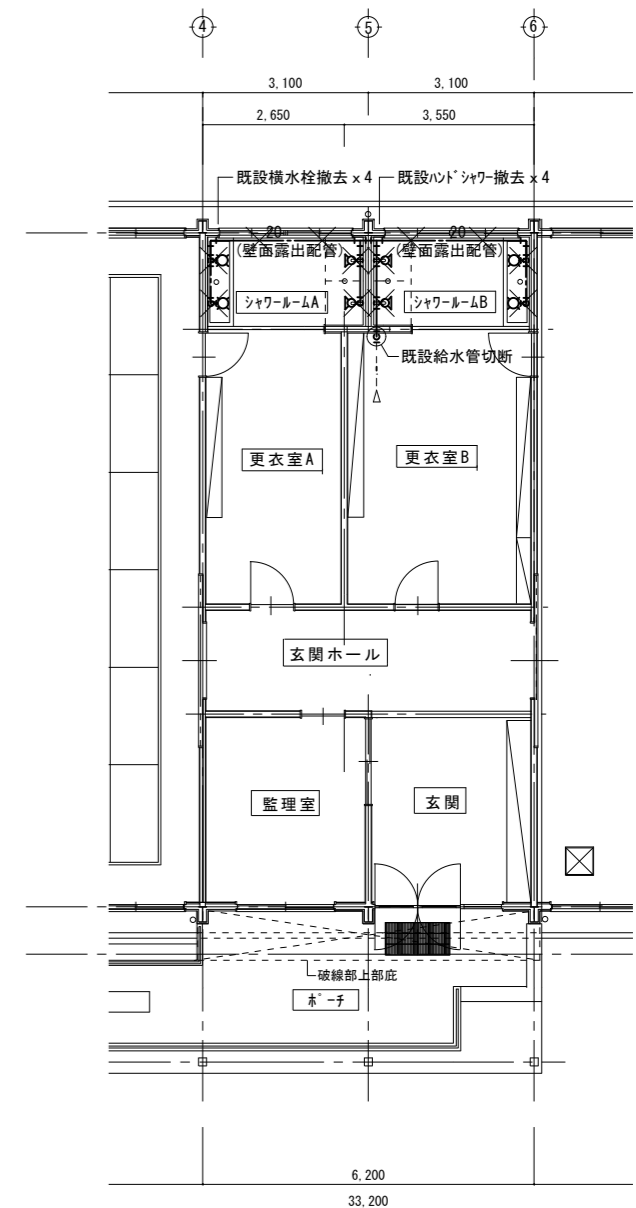
● 図面番号  
P-01  
● 縮尺  
NON  
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号  
徳島市丈六町山端18-5  
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号  
TEL. 088-636-2712

管理建築士



改修後図面 共通事項  
 ※ 図示の実線配管は新設配管、破線 - - - - は既設のまま再使用を示す。

改修後 1階平面図 S=1/100

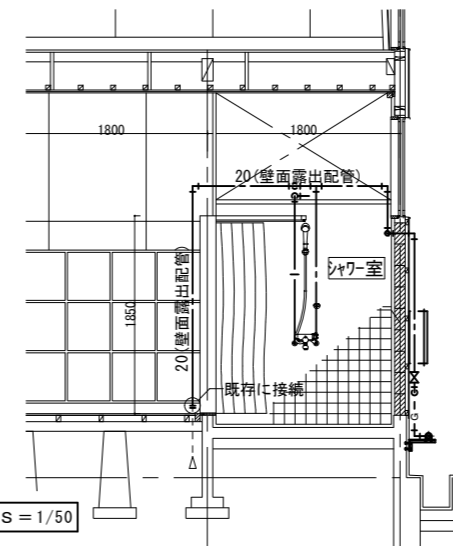


改修前図面 共通事項  
 ※ 図示  $\times$  は既設撤去、破線 - - - - は既設のまま再使用を示す。  
 ※ 撤去配管はリフォーム用樹脂製配管用モールにて施工されている。

改修前 1階平面図 S=1/100

機器表

記号	名称	仕様	基礎	数
GB 32	ガス給湯機	業務用屋外壁掛型、LPガス用、給湯専用タイプ。 給湯能力：32号相当 高効率タイプ ガス消費量：58.7kW 消費電力：75W(ヒーター作動時263W) 給水・ガス弁、金属フレキシブルホース、凍結予防装置、安全装置付 リモコンセット×2組、リモコンコード(配線工事含む)、配管カバー、他共	----	1台
LPG 1	ガス集合装置	2本立 一体形自動切替調整器8kg/h 高圧ホース ポンベチェーン その他付属品一式共 RC基礎は建築工事	----	1組



シャワー室廻り展開図 S=1/50